

平成 20 年第 4 回大台町議会定例会会議録（第 4 号）

1 . 招集の年月日

平成 20 年 12 月 15 日（月）

2 . 招集の場所

大台町議会議場

3 . 開 会

12 月 19 日（金）

4 . 応招議員

1 番 稲 葉 信 彦 君	2 番 上 岡 國 彦 君
3 番 堀 江 洋 子 君	4 番 中 谷 隆 司 君
5 番 小 野 恵 司 君	6 番 直 江 修 市 君
7 番 前 川 怜 君	8 番 中 西 康 雄 君
9 番 山 本 勝 征 君	10 番 大 西 慶 治 君
11 番 濱 井 初 男 君	12 番 前 田 正 勝 君
13 番 中 谷 治 之 君	14 番 廣 田 幸 照 君
15 番 森 本 泰 典 君	16 番 松 原 隆 之 助 君

5 . 不応招議員

な し

6 . 出席議員数

16 名

7 . 欠席議員

な し

8 . 地方自治法第 121 条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町長	尾上 武義 君	副町長	余谷 道義 君
教育長	谷口 忠夫 君	総務課長兼財政調整課長	高西 立八 君
企画課長	東 久生 君	会計管理者	大瀬 恭信 君
住民課長	尾田 秀樹 君	福祉課長	鈴木 恒 君
税務課長	鈴木 好喜 君	建設課長	磯田 諄二 君
産業課長	寺添 幸男 君	生活環境課長	野呂 泰道 君

総合支所長 戸川 昌二 君 教育課長 上野 拓治 君

報徳病院事務長 尾上 薫 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中田 久壽陽君

同書記 北村 安子 君

10. 会議録署名議員の氏名

12番 前田 正勝 君 13番 中谷 治之 君

11. 議員提出の議案の題目

発議第 12 号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第 13 号 保育制度改革の見直しを求める意見書(案)について

12. 議事日程

日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第 2 県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管 事務調査の件

日程第 3 議案第 69 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町乾燥調製施設)

日程第 4 議案第 70 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町林業総合センター)

日程第 5 議案第 71 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町奥伊勢フオレストピア)

日程第 6 議案第 72 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町むらびと工房)

日程第 7 議案第 73 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町宮川特産品加工施設)

日程第 8 議案第 74 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町宮川歯科診療所)

日程第 9 議案第 75 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町栗谷ふれあいセンター)

日程第 10 議案第 76 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町集落生活改善センター)

日程第 11 議案第 77 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町公園)

日程第 12 議案第 78 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町簡易給水施設)

日程第 13 議案第 79 号 三瀬谷地区統合保育所建築工事請負契約の変更について

日程第 14 議案第 80 号 大台町交通安全対策事業基金条例の制定について

日程第 15 議案第 81 号 大台町課設置条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第 82 号 大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 17 議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について

日程第 18 議案第 84 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第 19 議案第 91 号 大台町保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第 20 議案第 85 号 平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 21 議案第 86 号 平成 20 年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 22 議案第 87 号 平成 20 年度大台町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 23 議案第 88 号 平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議案第 89 号 平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 25 議案第 90 号 平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 26 請願第 5 号 「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出を求める請願

日程第 27 発議第 10 号 地域医療と介護の充実を求める意見書（案）について

日程第 28 発議第 11 号 人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書（案）について

（第 4 号の追加 1）

日程第 1 発議第 12 号 大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について

（第 4 号の追加 2）

日程第 1 発議第 13 号 保育制度改革の見直しを求める意見書（案）について

議長（中西 康雄君）

皆さん、おはようございます。

定刻 1 分前になりましたが、少し連絡事項がございますので、事務局長よりいたします。

-----  
議会事務局長（中田 久壽陽君）

おはようございます。

会議の進め方につきまして、少し変更が生じたので、ご連絡を申し上げます。本日この議案第 69 号から議案第 78 号につきましては、開会初日に一括提案説明をしていただいております。そういったことで、本来ですと、一括して質疑を行っていただく予定で当初はありましたけども、各案件ごとに質疑、討論、採決をとという形で進めさせていただきたいということで、その点、変更になりましたので、よろしくご了承承りたいと思います。

それともう 1 点、追加議案での第 91 号でございますけども、本来ですと、議案番号順に審議を進めさせていただくところでございますが、この 91 号につきましては、もう初めに質疑、討論、採決をさせていただきたいということで、そういうことでよろしくお願いたします。以上でございます。

-----  
（午前 9 時 00 分）

再開の宣言

-----  
議長（中西 康雄君）

定刻となりました。

ただいまから、平成 20 年第 4 回大台町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。  
-----

## 議事日程の報告

---

議長（中西 康雄君）

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程表のとおりです。

---

### 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

議長（中西 康雄君）

日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 県水発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

-----

議長（中西 康雄君）

日程第2「県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

県水力発電事業の民営化による影響調査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----

#### 議案第69号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第3 議案第69号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町乾燥調製施設）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣田議員。

-----

14番（廣田 幸照君）

今日、公の施設に関する指定管理者について審議をされるわけですが、各施設に関して管理の委託料とかですね、あるいはこれ町のほうが払う管理委託料ということなんですが、あるいは逆に使用料とかですね、そういうふうなことをずっとお聞きしたいんですが、この69号における乾燥調製施設の委託管理料、あるいは借用料、賃借料というのはどうなっておるのでしょうか、それをまずお聞きしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

廣田議員のご質問にお答えいたします。

管理料、それから使用料、どちらもございません。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

-----

14番（廣田 幸照君）

例えば、道の駅や山村交流施設の建物などは、賃借料と、あるいはそれに見合うものをちょうだい

して、施設更新の原資にしているようでございますが、この乾燥調製施設というのは農業機械でございますので、減価償却が5年、ほとんどの機械が5年で、長いもんでも7年ぐらいというふうに認識しておるわけです。そうすると、ごく短い間にこの残存価格がなくなってしまうと、あるいはその更新をしなければならないというときがございます。

その減価償却の期限後はどうなっていくのかなと、普通、農業をやっていくうえでは継続的な営農というものを頭の中に置いて、各農家やるわけですが、この有限会社みのり会というのも、そういうものを念頭にして設立されて、旧の宮川時代に設置されてきたというふうな経緯を聞いておりますので、この乾燥調製施設の減価償却期限が切れた後、あるいは重大な故障が起こったときに、どういうふうな形で持続性を維持しているのか、していくのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

当然、町の施設ということでございますので、町が維持管理しているという形になります。

しかしながら、耐用年数過ぎた機械も確かにございますので、そこら辺は日々の管理、修繕等小規模のものにつきましては、指定管理の中で謳ってございまして、使用者側がやるようにさせていただいてますし、大規模なものにつきましては、当然、町として予算化をしながらですね、今後、維持管理をしていくという立場でございます。

当初、この施設につきましては、農業者の負担を少しでもなくそうということで、いわゆる個別乾燥できるものを準備したというところがございますので、今後、これにつきましては町で維持管理させていただきたいと思っております。

以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

---

14番（廣田 幸照君）

指定管理者たる団体は、有限会社みのり会でございますが、これはあくまでも第三セクター等々ではなしに、1つの会社組織でありまして、営利を目的としているというふうに思います。そのときにですね、公の施設を無償で貸し、そしてまた更新も町の資金で、つまり税金で賄うというのは、いささか疑念があるわけですけども、素朴なところでの疑念であります。それについて別に法的な部分、あるいは道義上抵触する部分はないのかと思っておりますが、これについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

---

議長（中西 康雄君）

産業課長。

---

産業課長（寺添 幸男君）

設立当初は、有限会社ではございませんでした。いわゆるその農業者で後継者になる方々とか、指導的な立場にある方々に、いわゆるグループ化をさせていただいてですね、任意団体としてきました。

その後ですね、やっぱり任意団体というもので、この前も町長の一般質問でもあったと思うんですけども、任意団体ではやっぱり継続性がないというところですね、後継者育成ということを考えていくと、やっぱり会社組織というところが大事だということから、役場のほうも指導させていただきました。ちょっと普通の会社と成り立ちが違うところを、まずご理解いただきたいということと。

そういうことをしていかないと、やっぱりこういうふうな中山間地の農業は守れないというところですね、旧宮川のときにさせていただいた事業ということで、そこら辺もご理解いただきたいと思っております。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 69 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 70 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 4 議案第 70 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町林業総合センター）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 70 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

-----

#### 議案第 71 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 5 議案第 71 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町奥伊勢フォレストピア）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

-----

6 番（直江 修市君）

奥伊勢フォレストピアにおきましては、交流施設ということで運営をされております。宿泊施設も完備されております。で、ここが一定営業ができますのは、温泉が湧出したということでありまして、公の施設に関する本を見てましたら、温泉源もですね、公の施設となるという解説がございました。この奥伊勢フォレストピアという施設の中に、いくつかの施設がございまして、それぞれ委任する内容なんですけれども、この温泉源につきましては、特に上がってきておりませんけれども、この施設群がですね、公園と言いますか、フィールド全体が公の施設として設置されておると思うんですけども、その中にこの温泉源も包含されておるというように解されるんかどうか、伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

---

産業課長（寺添 幸男君）

直江議員のご質問にお答えします。

当初ですね、確か平成6年当時にいろんな国の事業を得てまして、この敷地全体を公園施設整備してきたということで、用地購入面積が10万8,000程度購入させていただいております。

それで、この温泉施設の部分は、当時ですね集落周辺事業等で修景したところございまして、これも当然実は前の山でございますが、買わせていただいて修景をしたところを、当時の担当に聞いておりますので、その中に温泉源があるということと。

この別表を見ていただくと明記はないというところでございますが、主なところを上げてございまして、所在地、代表地番でございますが、菌993番地というのが代表といたしまして、全体を網羅しておるというところで解釈しております。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

直江議員。

---

6番（直江 修市君）

公の施設につきましては、最初は公共的団体にしかですね、管理委託できなかったのが、法の改正に伴いまして、第三セクターまで広げられ、さらにこの指定管理者制度の導入で民間もというふうなところまで広がってきております。法人組織にもですね、委任できるという状況であります。各施設につきましては、資料もいただいております、それぞれ利用しておられる方が、この協議会を構成されて、管理委任を受任していくということなんですけども、温泉源については、この施設の重要な

面であります。

したがいまして、私はですね、直接町として管理していく必要があるというふうに思うんですけども、国はこういう公の施設について、自治体が直接管理するか、指定管理者にするかというふうなことを求めています。今の担当課長の説明によりますと、ここに直接上がっておりませんけれども、管理委任がなされておるような感じを受けたんですけども、改めて町としてですね、重要な施設と考えますので、直接管理していくというふうに整理していく必要があると思うんですけども、その点についての見解を伺いたい。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

直江議員のご質問にお答えします。

今のところ私が申し上げたように、この施設の修繕につきましては、すべて宮川観光振興公社のほうで管理させておりますし、今のところ指定管理という中でですね、させていただいておる部分がございます。

しかしながら、私ども思うところはですね、非常にこの維持管理の面で非常に負担も出てきておりますし、いわゆる今のところ指定管理というところでございますが、そこら辺、今後ですね、十分ご議論させていただきまして、その方向で考えるようであれば、ご検討願いたいというところもございます。これは私の気持ちでございますので、今後ご審議いただいて、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかに、廣田議員。

-----

14 番（廣田 幸照君）

私もあそこに施設があるというのは存じておりますけども、その管理の形態というものにはあんまり深く存じあげてないので、お教えいただきたいわけですが、今までは宮川観光振興公社に一元的に委託されておったのではないかなと思います。今回、森の国工房以下の運営を森の国運営協議会なるものに分離して指定管理をすると、そういうことですが、この中には上記の宮川観光振興公社も入っているのでございます。

そして、さきほども少し直江議員のほうからも指摘があった全体的な管理、清掃管理委託料が 375 万円というのが、宮川観光公社ホテルのほうに支払われて、それを今度は森の国運営協議会のメンバーのほうに委託をすとか、あるいは工房等の管理料 118 万円がやはり観光振興公社に支払われて、それがどこに委託されるのか、それぞれの工房に委託されるのではないかと思うんですけども、そういうような形になっているようですので、何かその二重三重と言いますか、あるいは重複したような形になっているようで、少し理解し難いですし、ひとつそういう点でお聞きしたいのは、なぜこういうふうに 2 つのブロックに分けて、指定管理者をしていくのか、この清掃管理委託料や工房等管理委託料の形態を見ますと、振興公社に一元的に指定管理をして、それからそれぞれのところに落としていくという方法もあるんじゃないかと思うんですが、こういうふうな手法をとられたのは、どういうふうな理由があるのか、ちょっとお教えいただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

廣田議員のご質問にお答えします。

経緯から申し上げないと、そこには行き着かない部分がございます、それこそ平成 9 年当時

の施設をつくったときに、いわゆる観光振興公社という第三セクターを起こすとともに、地元の地域の活性化というところで、実はいきいき夢クラブというものを、今の町長が中心になってまとめてまいりました。

その中で、これは基本的に地元の雇用の場の確保というところでございます。そこに清掃管理も委託しながらやってきたと、窓口としてはどちらの委託料にいたしましても公社が受けまして、その部分を今回、森の国工房の協議会の中のメンバーとなっておりますいきいき夢クラブのほうに、この部分だけはいきいき夢クラブに清掃管理料として委託しております。

もう1つのほうの118万円ほどのお金につきましては、これは工房側の下水等の部分をですね、いわゆる町が負担しておるというところでございます。ですもんで、これは支払っておるのは観光振興公社のほうでございますので、そちらのほうの収益につながります。町分の負担というところがございます。

そういうところで、この流れがきております。もともとはそのいきいき夢クラブが長年すべての工房をやってきましたが、高齢化が進みですね、後継者がいないというところで、前回のときは申し上げたんですが、致し方なくですね、観光協会が一旦引き受けさせていただいて、この3年間の間に何とか利用者側のメンバーで協議会をつくらせてもらうということで、今回、そのことが実現できたというところで、利用者側が今後この施設を無償貸与し、当然、維持管理費的な部分の一部10万円という上限もございますが、その中で維持管理していただきながら、当然、光熱水費は各自持っていただくというところで、この施設の活性化を図っていただくというところで、今まとまって、今回こういう形で上げさせていただいているところでございます。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

-----

14番（廣田 幸照君）

この森の国運営協議会の委託にする部分に、陶芸工房の体験施設がございますが、これは教育委員会の施設じゃないかというふうに理解をしておるんですが、この形で言えばですね、公の施設ではあ

りますけども、本件から別の形で委託管理すべきだと思っんですけども、その辺について伺いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

ただいまのご質問でございますが、私どものほうで今回指定管理をさせていただく部分はですね、陶芸はその現在西田さんという方がやられてみえますが、教育委員会で作ったほうは、いわゆるその補助金を受けて、確かご自分でも、詳しいことは私も忘れましたが、ご自分でも窯をつくられておるといふ経緯がございますので、私どものほうで今回対象とさせていただいておるのは、あとですね、町のほうで体験工房をつくらさせていただきました。その部分について、ここに書いてございます、私どものほうでは体験陶芸教室とか、陶芸体験をしていただいておりますので、その部分について、今回指定管理ということで、私どものほうでは仕分けはさせていただいておるといふことでございます。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長(中西 康雄君)

討論をなしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。(全員挙手)

---

議長(中西 康雄君)

挙手全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第72号の質疑～採決

---

議長(中西 康雄君)

日程第6 議案第72号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について(大台町むらびと工房)の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ声あり)

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 72 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 73 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第7 議案第73号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町宮川特産品加工施設）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 74 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 8 議案第 74 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町宮川歯科診療所）」  
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 74 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 75 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 9 議案第 75 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町栗谷ふれあいセンター）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 75 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 76 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 10 議案第 76 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町集落生活改善センター）」の質疑、討論、採決を行います。

地方自治法第 117 条の規定によって、廣田幸照議員の退場を求めます。（14 番 廣田幸照議員 退場）

-----

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 76 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

廣田幸照議員の復席を議会事務局長より、連絡させます。

-----

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午前 9時 28分）

-----

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 9時 29分）

-----

#### 議案第 77 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 11 議案第 77 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町公園）」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

-----

6 番（直江 修市君）

宮川地域の公園が列挙されております。大変たくさんな公園でございまして、それぞれ規模に違い

があるんですけども、こういうふうにたくさん公の施設ということで公園が設置されたのは、旧宮川村におきまして、観光立村ということで奥伊勢フォレストピアを中心にですね、交流の場として活用すると同時に、観光に来られた皆さんが周遊できるようにという、観光コースですね。そういう目的を持ってたくさん公園整備がなされてきました。

現在もそれぞれの区によりまして、維持管理がなされておるといふふうに思いますけれども、管理状況について一通りですね、説明を求めたいといふふうに思います。

で、当初、目的といたしました周遊コースとしてですね、どれだけの皆さん方が公園めぐりをされておるんか、そういうことについてはその把握おそらくはされていないかもわかりませんが、その公の施設の利用につきましては、報告が求められると、受任者からですね、報告せんならんということになっておりますけれども、そういうふうなことは一つひとつの公園において報告がなされておるんかですね、その点を伺いたいと思います。

それから、ほたるの里公園につきましては、桧原にあるんですけども、これはもうご案内のように、集中豪雨並びに台風という大規模な災害によりまして、被災を受けたところでございます。お聞きしますと、一部土井林業さんから譲渡された山を植樹して、公園とされておるようですけども、メインとなる部分については、被災状況のままでございます。その復旧についての考え方に対し、説明を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（野呂 泰道君）

直江議員より公園の指定管理についてのご質問をいただきました。

まず、1点目につきましては、各施設の管理状況でございますが、それぞれ各区等に指定管理をさせていただいております。これまでの状況につきましては、各それぞれ区において、各イベントを行って、それぞれの適切な管理をしております。

まず、咳の谷公園でも年に一度の祭りをやっております。同じく御滝公園でも祭りをやっております。

す。滝谷公園につきましては、特に祭りはございませんが、お寺の周辺にある公園でございますので、適切な維持管理をしていただいております。藪の美園公園につきましては、フォレストピアの対岸に設置されている公園でございます。桜の名所でございます。適切な維持管理をしていただいております。下真手の丸山公園につきましては、年に一度の祭りも実施していただき、管理をやっていただいております。犁谷公園につきましては、夏場シーズンの遊漁地として、多くの方々が利用しておりますので、この公園につきましても適切な管理をさせていただきます。

また、江馬公園につきましては、少し集落の中にあるということで、地域の福祉の場ということで、歩いたりするときの休む場所として、地域で活用させていただきます。

次に、もみじの里公園でございます。下水処理場の下でございますが、この公園につきましても、ブラックバス等ダム湖の釣り等に利用していただき、適切な管理をしていただいております。

次に、水谷公園でございますが、漁業組合宮川上流漁業組合のところにある公園でございます。これも同じように夏場のシーズンにつきましては、大変利用客が多いということで、適切な管理をさせていただきます。

次に、ホタルの里公園でございます。この公園につきましては、さきほど直江議員がご指摘のあったように、一部は災害により土砂が、今現在覆っておりますが、山手側の一部植栽地がございまして、現在、維持管理をしております。なお、この公園につきましても、災害が落ち着きましたら、やはり以前と同じような公園施設体型を整えていきたいと考えておりますので、今後対応してまいりたいと考えております。

次に、真手公園でございます。真手公園につきましても、同じく丸山公園と同じように公園の一体化で、年に一回の祭りをやっておりますので、適切な維持管理をしております。以上でございます。

次に、管理状況の報告はされているのかということでございますが、特にその区から、このような何々をしましたということは報告いただいておりますが、やはり私どもの管理状況でございますので、狭い範囲問題がありましたら、その場に出向いて行っているということで、それぞれ維持管理をさせていただきます。

なお、今後その観光地との結びつきはということでございますが、それぞれその今さきほど言わせていただいたように釣り客とか、あと川遊びとか、そういった関係での観光での取り扱いということでの位置づけはございますので、ご理解をいただきたいと思います。

.....

議長（中西 康雄君）

産業課長。

---

産業課長（寺添 幸男君）

あと残る総門の森公園と、六十尋滝の公園につきましては、産業課管轄でございますので、私のほうからご報告させていただきます。どちらも山の中と言いますか、人家のないところにある公園でございます。総門の森公園につきましては、奥伊勢フォレストピアのひとつのいわゆる公園という位置づけでございますし、六十尋滝公園は大杉谷登山道の入口ということで、私どもが管理させていただいてます。どちらも区のほうにお願いして、定期的に清掃管理、それからちょっと山の中にあるということで、ちょっと悪戯があつたりしましてですね、ちょこちょこ被害にも遭つたりしますので、そこら辺はその都度手当をさせていただいておるところでございます。

総門の森公園、六十尋滝公園につきましても、ちょっとその利用者というのは把握仕切れておりませんが、日々こういう形で管理させていただいているということで、今、健全に公園として利用できるような形になってございます。

それから、さきほど野呂のほうから申し上げたように、一部の公園につきましては、公園からハイキングと、山登りをできるように整備も観光協会等でさせていただきまして、なるべくいわゆる歩いていただいて健康になるような、いわゆるその公園化というところに、位置づけをさせていただいてきたところでございます。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

ほかに、廣田議員。

---

14番（廣田 幸照君）

公園管理一覧表という表をいただきまして、管理者と委託料、その規模を検討してみましたが、500

でも 700 でも、委託料の最低金額となるんでしょうか、3万 1,500 円という委託料があります。多いところではですね、年間 21 万円とあります。さらに同じような規模でもですね、1,100 あるいは 1,200 という規模ですが、16 万 8,000 円と 7 万 3,500 円と委託料に差があります。

この委託料というのは、どういう基準で支払われているのか、地区の方が自分の地域の公園としていろいろな形でボランティア的にやられている、その対価になるかと思うんですけども、それぞれの公園の実情にあわせて委託料が決められているのか、あるいは面積だけでいっているのか、サンシャインヒルパークという上真手地区にあります住宅地の中の公園でありますけども、これ何かかなり高い委託管理料になっておるわけで、遊具があるので、その施設管理かなと思ったり、しかしそれはそれで、町の責任になるのではないかと考えたりするんですが、この辺についてちょっと事情を説明いただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（野呂 泰道君）

廣田議員より公園の委託料の基準についてのご質問に、お答えさせていただきます。

基本的には、公園の維持をしていくために、草刈り、草取り等がございます。規模面積において違いはなぜあるのかということでございますが、特に咳の谷公園につきましては、規模が 500 でございまして、舗装と砂利の部分があって、面積的に少ない割に草取りを必要とするということで 3 万 1,500 円、次に御滝公園とか滝谷公園とかいうのは、草刈りということで上げさせていただいております。面積は三滝公園で 3,700 、滝谷公園については 2,500 で 3 万 1,500 円ということで、それぞれが地形とかその作業内容によって異なるわけでございますが、平坦性のところであれば楽であるという、急傾斜のところであれば急であるということの考慮もしながら、規模と単価を積算させていただいたわけでございます。

特に、そのサンシャインヒルパークなんかは、大変多いということでございますが、面積が当然多いということの維持管理を必要とするということでございます。ほかに言いますと、真手公園なんか

でもかなり金額はあるわけですが、これも面積的な部分でかなりございますので、金額が上がっているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。

この採決は、挙手によって行ひます。

議案第 77 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 78 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 12 議案第 78 号「大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（大台町簡易給水施設）」  
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 78 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

-----

#### 議案第 79 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 13 議案第 79 号「三瀬谷地区統合保育所建築工事請負契約の変更について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

-----

12 番（前田 正勝君）

請負契約の変更については、前日担当課のほうから一応説明を受けたんですが、この契約変更については、金額的にもかなり全予算のこれ、変更前の予算の 3,400 万円ということで、増で、かなり金額が高いと、一般論というか、あまりにも数字が多いのと、なぜこれが事前にこういうことがわかっていなかったかということなんです。

この財源は、過疎債ということで、私も先日一般質問でも過疎債についてはさせていただいたんで

すが、これは貴重な財源でこの変更契約については、町民の方にも私議員としても説明に苦慮する部分があって、一部の人にこの話をしたんですが、これはあんまりにも見過ごしてはいかんという話なんです。これは実は私もそう思っておりました。今後のこともあって、やっぱり軽々にこういう契約変更やっていくという話は、度々契約変更については過去においてもいろいろ指摘、こういうことを指摘されるんですが、それが一向に直ってないということで、これはここで認めて早急にやらなあかんという話なのか、それともここで認められんだら、工期が遅れて、新しい保育園の子どもたちが新しい環境であることが、体育館と同じで、三瀬谷の小学校の体育館と同じで、1年先になるという話になるんですが、それはそんなことは別個の話で、そこら辺ちょっと、私はこれはちょっと納得できん部分があるんで、その辺担当課のほうでひとつこの場でしっかり説明をお願いしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

変更契約につきましては、先だって大まかな提案説明をさせていただいたところですけども、概要としましては設計当初は華美過大をものにならないよう、できるだけ経費を抑えての設計であったということで、最小限の設備となっております。

今回の建築確認における是正事項のほか、他の保育現場での対応等再確認した結果、園庭の排水の不良における行事への支障、それから園児に対しての日除け対策や、物入れ等の傷み具合など、当初の設計に対し改良の必要が出てきたということ。

それと、特にその排水につきましては、工事着工当初の降雨のときに、現場で排水機器で対応したということでございますので、予想以上の排水不良が判明をいたしました。

また、建築確認におけます是正事項によりますところの、網入りガラスに変更したということで、園児に日除けの対策も同時に行うことといたしましたということでございまして、内容につきましては、今の最初に上げました是正事項につきましてはテラス屋根、ほとんどその軒先ということですが、保育所の南側、大体こうずっとあるわけですけど、これが 214 になりますが、それが指摘事項の中

で、さらなる防火能力を高める必要をとってほしいというようなことの中での条件に許可されたために、この部分のものが基づくものが工事設計金額にして806万6,000円。

それからそのテラスの日よけテントや保育所のカーテンの取り付けも追加をしたんですが、テラスにつきましては、今のいう園舎の南側全体に軒先を出す形で設けられておりますので、雨のしけこみとか、それから遮光を兼ねたておるということの中で、ガラスであることから猛暑時における子どもに対する日除けという必要性から、開閉テントということでさせていただきました。その部分について約480万円。

それから保育室の暗幕、カーテンと、それから職員室へのブラインドをという形で工事へ入れさせていただきました。330万円、合わせて818万6,000円。

それから合板フラッシュカラー桧集成材に変更した部分については、保育園児が使用するロッカーとか、下駄箱とか移動等の素材がですね、子どもが毎日毎日使うということで、ちょっと見本をお見せしたいんですが、設計当初はこのほうでした。中を見たらこういう形でしたということで、これではちょっと子どもが毎日毎日する分に対応できないということで、長く持たないということで、こちらの桧の集成材を使わせてもらって、必要などだけこれで補強というか、毎日毎日使えるようにさせていただくということで、子どもの使用頻度ということで、そこら辺を改めさせていただきました。これについては長期に耐えられるというような思いで574万5,000円。

それから、さきほど言いました園庭の排水工事、これにつきましては埋め戻しということの中で、何10年か前に砂利採取をしたというようなことの中で、若干の排水の悪さはちょっと予想は、不安を持っておったんですけども、最初に言いましたように工事が始まったときに、降雨のあとポンプで掻き出して工事に入ったというようなことも聞いておりますので、これはほかの保育所においても排水の降雨時の雨の上があったそのあとから時間、夕方までのころには水溜まりができると、その保育にも支障があるし、それから降園、下園といいますが、子どもが夕方退園するお迎えのといいますが、そういう部分にも支障がある保育園もありますので、その分についてはそれをなくす必要があると、そういう必要性があったために839万7,000円ほど。

それから建物デザインの部分で、石膏ボードの部分がありまして、その部分で一部杉板を張らしていただきました。これについてはやはり木造建築という思いの中で、あまにりもそのイメージとかけ離れておる部分という中で、子どもの感性等がいろいろと、そういうことも含めて検討した結果ですね、やはり皆が集うホール、大ホールの天井、それと園庭側、南側ですけども、ほとんどはきだし窓といいますが、窓が大きくしておるんですけども、その外壁部分、その部分を杉板を張らしていただいた。それが348万1,000円程度。

それから汚水排水設備の中継ポンプに 130 万円ほど入れさせてもらいました。これにつきましては設計当初は勾配がとれるということで、これは基本的には勾配は 1 %勾配が基本なんですが、ところがその延長が長くて、双方へですね、園のグルッとこういうふうな形で浄化槽のほうへ持ってきますので、双方に約 130m、片方については 120m という大変長い距離を持っていかざるを得なかったという部分で、それを設計基本的な部分であります勾配よりも、きつくしなければ管詰まりが起こるといふ予想が出てまいりました。延長がさらに長いために、管の一旦詰まらせてしまえばですね、かなりあとで大変なことになるというようなことで、その部分については 130 万 4,000 円ほど、こういう形で追加をさせていただきましたので、ご理解をよろしく賜りたいというふうに思います。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

前田議員。

-----

12 番（前田 正勝君）

課長のほうからの説明で、それは手厚いこう改良ということで、私もその部分は納得いたしました。ですが、なぜそういう、本当に温ったかい気持ちの部分もあったし、大事な部分もあるわけなんで、なんでその思いが最初の設計の段階でやれなかったのかということなんです。今後、その点はいろいろな請負契約のあると思うんですが、それこそ財政の厳しい中なんで、財源は本当に大事に使っていただきたい。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

期間としては去年からかかっておったんですけども、いろんな設計の中で現場とも話をしながら進めておったんですが、コンペからその設計までの期間というのは、かなり我々が考えておった期間よりもちょっと幾分短かったという中で、現場の話が十分に伝わらなかったと言いますか、その部分もありまして、さきほど最初に申し上げましたように、最小限の設計ということで、今、こういう財政的なことでありますので、そういう観点からもお願いしておったという点で、昨年経ってきたのと。

それから、時間がかかる木造という、集成材ということで、かなり急いで何もかも発注をしてですね、21年4月の開園に向けて取り組むという、この基本的の中ですら、再度本当にそうかという再確認の面も4月に入ってから、各保育所の所長とか代表とかいう方を現場を、他所へも施設に行きした結果ですね、こういうことが出てきたということで、材料云々についてはこういうことです。

それから、財源的な部分につきましては、今のところ当初予算、決めていただいたんですけども、こういう部分ではきちっとできるというようなことで思っております。

それから、さきほどちょっと最初に工期の部分で、何か遅れるんではないかというような、これが否決されたら遅れるんではないかと言ったら、まさにそのとおりで、私どもとしては3月の10日の完成を竣工をもってですね、あと備品を入れたり、保育の4月1日の開園に向けての準備という中では、かなりの時期を要しますんで、大変この部分については我々としては、かなり焦っているというふうなことで思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。以上です。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

廣田議員。

-----  
14番（廣田 幸照君）

さきほどの課長の答弁で、かなり期限的に切迫をしていて、後手に回った部分があるというふうなことでございますが、コンペをかけまして、優秀作品を決定して、設計委任したのが、19年11月15

日であります。それに基づいて設計業者が細部にわたって設計をして、その設計書をもって建築確認を申請したのが、20年5月と聞いてます。

それから、許可が下りたのが20年7月、2ヶ月かかっております。このときにですね、57項目の指摘があったというふうに聞いております。さきほど課長が説明されました部分で、その57項目の部分に入っている部分もございませぬ。そしてですね、7月に許可が下りて入札がその7月4日、ほとんど瞬時に入札が行われていると、この総合評価方式でやりまして、7月の10日の臨時議会での説明も、さきほど議事録をチェックしましてやりましたが、このときに建築確認で指摘された57項目の部分、かなり大きな変更もありますが、これについては何も言及はされておられません。

すなわち入札においても、議会においても重大なその変更、後日変更を要することは隠したままですね、伏せたまま議会の審議を通過してきておる。我々は何も知らされないままに、この保育園の工事を入札結果を承認をして、着工されたのが、もう7月10日、議会決定が7月10日で、着工が7月10日であります。

そして今、課長が申されたようにいろいろな点で変更させざるを得なかった。これはあらかじめもう設計の段階で入っておくべきだという部分がかかなりあるわけです。さきほどのカーテンの部分です。保育士と相談した結果、備品に入っていたのをいろいろな取り付け工事の関係から、この工事の中に組み込んだというふうなこと。

外壁の一部を杉板に変えろとか、多目的ホールの天井を杉板に変えろとか、これなんかもですね、一般家屋にもいろいろ使われておる石膏ボードを杉板に変えろわけですから、イメージが十分あるわけで、これはもう設計の段階で十分入れておかなければいけないところであります。

それから給排水工事にしましても、1%の勾配を持って自然流下にしたと、ところが上手く流れないというのがわかってと、当然、真っ直ぐに延びていてですね、管が真っ直ぐに延びていて1%の勾配やったら、それは流れるでしょうけども、120m、130mのところを曲がりながら行ったら、それは当然詰まるの当たり前ですわな。

だから、そういうことはやはり最初から入れておかなければならない問題であります。こういうことをですね、この部分で特に私が聞きましたのは、テラスの屋根ですね。この間、議会が終わってから工事現場へ行ってちょっと見させていただきまして。かなり広いテラスでその上にかけるカーボネックスという材料の屋根をですね、この建築確認の指摘事項で、防災上綱入りのガラスにすべきやということで、800万円ほど余分になったというふうなことですね。

こういうことなんかね、最初からもうわかっているわけですから、入札のときに業者に説明すべきであると、それを落札してからですね、その施工業者に価格設定をさせて、そして落札価格の81.8%

を掛けて3,240万円プラス消費税を加えて3,400万円という積算をしたと、こういうことですのでね、どうもその当初組み込まなければいけないところを組み込まなかった。そして建築確認で指摘されながら、それを入札時にも、あるいは議会の審議にも伏せたまま承認を受けて、承認を受けたその日にもう着工しているという、非常にこうつんのめったようなですね、公の施設のつくり方というのは、ひとつには議会というものをどういう考えていただいているのか、なぜ議会承認が必要なのかというふうなところまで遡って考えられますし、それから10%、10.54%にかかるですね設計変更、工事変更、金額であります、業者に聞きますと、30%まではいいんだというふうなことでありますけども、それは今までの経験でいきますと、工事やっておったときに、その隣が崩れたから一緒にやったほうがいいんだとか、そういうふうなやむを得るところがあるわけです。

ここは明らかにですね、最初からわかっており、いくらこう時間を急ぐにしても、そのことはきちっとこう説明をしながらですね、議会の承認を求めるべきではなかったか、いい施設を早急に提供して、保育園児にも楽しく過ごしていただけると、また保護者も、地域の皆さんも安心してですね、そこで保育をしていただけるという施設は、それは一刻も早く提供すべきだと思いますけども、それとこれとはまた別の話ですね、議会の部分はどういうふうに考えておられるのか、なぜそう説明されてなかったのか、そしてまた入札時にそういうことを、応札業者にも話をしないのは、アンフェアではないかと、こういうふうに考えますが、いかがでございますか。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

ポリカーボネットにつきましては、設計上不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途として、今まで設計をしてございます。設計の業者に聞きますと、これで今までは通っておったんだという話でしたので、今回そういう部分で、県の建築確認のほうで精査を強めたというとおかしいですけども、きめ細かくされたのではなからうかという思いがあります。

建築確認がそういう形で下りてきたんですけども、私どもとしては、この本当にそうかというこれ、

こういう言い方すると大変失礼やと思うんですが、もう少しこれが今まで通っておった経過もあるんやという中で、その部分については議会のほうへお知らせをしなかったというのは、大変説明不足であつたかわかりませんが、そういう意味の中でも、この部分についてはその一定の部分の期間というのを、ちょっと設計業者との合否と言いますか、正否と言いますか、部分についてちょっとさせていただいたという部分と。

それから、その設計建築許可が下りてというのは、先に申しあげましたように、大変期間を走つてというか、先をそこまでという決められた中で、かなりの部分でクリアをしていかなあかん障害というのがあるという判断の中で、急がしていただいたのは事実であります。

そのもう1つの勾配につきましては、最初はもうそれで基準どおりで行けるという判断の中でしてありましたんで、その点をご留意いただきたいというふうに思いますし、そのカーテンの部分についてもですね、備品であれば一応竣工検査云々という中で、それから取り付けということでは、今の言います残りの20日間で、竣工式を行い、それから保育所の今使っている部分、使えるものは運ぶんだという思いの中で、ちょっと時間的にはかなり苦しいかなという思いの中で、カーテンというものは完成とともに、もう付けてもらう、少しでも3月10日に、竣工にきちっとできるような思いで、何もかも段取りをしてきたという経過でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

その入札時のことにつきましても、その部分につきましては、そういうことで物品にかかる用途ということの中で待っておりましたので、最初は行けると、その中で逆に言うたら県の指導の中では、完成までにすると、ただ3月にはもう一度県の完成検査を受けるということになっておりますので、その部分の間というようなことでありましたので、その部分については説明ができなかったといいますが、せざるを、致し方なく私のほうではそういう意味で落としておつたと言え、落としておつたということになるかわかりませんが、一応、私とこととしてはその時点ではもう少し吟味する必要があつたというふうに考えております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

廣田議員。

-----

14 番（廣田 幸照君）

私が質問をいたしました。あるいは少しこの案件について違和感を持っておるのはですね、建築確認で指摘されながら、変更をせざるを得ないという部分を指摘されながらですね、それを入札時に業者に、応札した業者にですね、情報提供したのかどうかということが1点。

さらに、落札業者が決定した後、議会承認を受けるときに、議会になぜ説明しなかったのかという1点。

この点でございますので、よろしく申し上げます。

-----  
議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----  
福祉課長（鈴木 恒君）

さきほども申し上げましたように、物品による耐火性という部分で、まだその是正という部分の中で、我々としてはもう一度再確認をする必要があるんじゃないかという思いの中で、させていただきませんでした。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかに、中谷議員。

-----  
13 番（中谷 治之君）

今回のこの変更額ですね、大体 11% ぐらいでしょうかね。大変大きな金額じゃないかなというふう

な前田議員の指摘もありましたけれども、このぐらいの追加金額というのは、廣田議員の発言趣旨にありましたように、一般の業者は3割ぐらいというふうな感覚ではありますよというふうなお話もありました。

私は、これだけの事業を展開していただきますので、完成後に、竣工後にですね、ここへもうちょっとしておけば良かった。ここも少し手厚くしておけば良かったんじゃないかなといったふうなですね、問題点というのは、どの工事でもたくさん出てくるんじゃないかと、現実にたくさんあると思うんですね。

そういった面から財政事情もありますけれども、こんなふうに前田議員が指摘したように、手厚い改良だというふうにおっしゃいましたけれども、今、やっつくということが大変いいことではないかなというふうな感じもするわけです。

課長が、縷々さきほど来こう説明していらっしゃるわけですが、やはりこの許可時の指摘事項、是正事項ですか、こういった点についても手続き的な問題指摘がありましたけれども、私は強化される網入りガラスにしていくというふうな状況をですね、速やかにひとつ取り入れていただくことは大変結構じゃないかなというふうに、冒頭申し上げた趣旨からそう思うわけであります。

是正事項は、これ1件だけだったのかどうか、ほかにここももっと直しておきなさいと、せなあかんといった状況はなかったか、といったことについてもう一度確認を願いたいと思うわけであります。それからもう1点お伺いしますのは、この今回は随契であります。内容は随意契約だと思うですね。業者から出てきた、いわゆる金額について、どの程度精査したのか、課長1人で精査したのか、どういうふうな面々で精査をしたのか、この金額を良しとするまでの経緯についてですね、若干説明を求めたいと、こう思います。

それからもう1点、現下のこの経済状況というのは日に日に厳しくなってきたおわけですが、今の進捗状況からしてまだまだ資材はたくさん必要とするわけですが、資材高騰といった面からですね、この本体工事についての影響といった面については、課長自身がどのように客観的に判断しておるのか、そういった点についても課長見解をひとつお伺いしたい。

それから4点目に、補助事業、補助金が一部噛んでおると思うんですね。今回のこの3,400万円変更についての影響はあるのかないのか、その辺のともまず4点、ご説明を求めたいと思います。

福祉課長。

---

福祉課長（鈴木 恒君）

まず、指摘事項の中で、57点の中では大きく設計に影響するというのは、今のテラスの1点でございます。あとについては書類等分で回答、細かい部分のことでしたので、書類等の回答等で良いというようなことでございます。

それと、金額の精査につきましては、いろんなことの中で、どこにものが必要かということまでは、私担当、それから上のほうへもある程度の見解をお聞きし、この部分では必要、不必要という部分については、検討をさせていただきました。特に家具等につきましては、やはり必要等の部分のみというようなことで、させてもらった経過があります。

それから、資材高騰等につきましてはの本体影響というものは、ほとんどが骨組みが集成材ということで、大変早い機会に調達をさせていただいていたということから考えると、大きな影響はないというふうに思っております。

それと、補助金の部分につきましては、変更ということではありません。もう頭打ちと言いますか、全額の部分で対象経費で増額ということはありません。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

ほかに、大西議員。

---

10番（大西 慶治君）

縷々、説明をいただきまして、納得した部分が多いわけなんですけども、1点ちょっとお伺いしたいと思います。

防火能力の向上ということで、気を使ってもらっているんですけども、防火能力の向上を図るといことは、心配があるということであろうかと思えます。防火対策は万全なのかについてお伺い

たします。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

防火対策については、その部分の、さきほど申し上げたテラスの部分については、そういうことで改良させていただいたんですが、ほかについては木造ということで、十分留意をしておりますので、問題ないというふうに考えております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を許可します。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

次に、賛成の討論を許可します。

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

本案に賛成の立場から理由を述べさせていただきます。

乳児、そして幼児の保育につきましては、児童福祉法第24条に規定がありまして、町はこの法律に基づいて児童を保育所において、保育をする仕事をされております。特に北保育所におきましては、私は議員になる前から保護者の皆さんと、何とかこの保育所を子どもたちにとってもっとより良いものにしてほしいということで、保育所のトイレの水洗化やクーラーの設置やということで、議員になる前から活動もしたこともございます。

年月は大変経ってしまいましたけれども、その間、やはり地域の方や保護者の方は保育所を何とか建て替えてほしいという、こういう強い要望がございました。そういった問題もありましたけれども、地域の皆さん、そして保護者の皆さんが改築してほしいという、こういった強い願いがあつてのうえの今回、保育所の統合ということでございます。保育所の統合についても問題もなく、混乱もなく進みましたし、地域のその地権者の理解のもと、新しい保育所が建設中となっております。

工事請負契約の変更につきましては、約3,400万円程度の増加となっておりますけれども、児童の保育環境をより良くするための変更内容であると思っております。また変更により請負額が増額をいたしますが、当初予算に計上された工事請負費4億8,796万4,000円以内でありまして、適正な予算と考えるので、賛成といたします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 79 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（中西 康雄君）

審議の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は 10 時 30 分といたします。

（午前 10 時 18 分）

---

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 10 時 30 分）

---

議案第 80 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 14 議案第 80 号「大台町交通安全対策事業基金条例の制定について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 80 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 81 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 15 議案第 81 号「大台町課設置条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本議員。

---

9 番（山本 勝征君）

課設置条例の改正について、1、2 町長にお聞きしたいと思います。

これは今までも度々いろんなところで話が出てきたんですけども、結局、昨年の上程で林業課というのを廃止してですね、それでまた産業課というような形になると、それで宮川地域のほうは結局、産業室と建設室を置いて、環境室はこちらへ持ってくると、こういうような形になるというふうに解釈しておるんですけども、その中で、私は大事なことは前回にもいろいろ話したんですけども、宮川地域、特に感情的な面やと、よく町長言われるんですけども、旧の役場が人員が少なくなれば、段々段々周辺も過疎化して寂しくなっていくというふう、これはもう当然のことであると、しかし、町長は感情論ではというようなことで、よく切り返してくるんですけども、それは当然のことで、寂しくなっていくのは当然のことであるというふうになると思います。

そこでですね、その宮川地域がそういうような形で十分、農業、林業含めた振興、あるいは過疎への歯止め、また歯止めだけじゃなしに発展していくという対応が、それでできるかどうか、そういうようなことを町長はどういうふうに考えてみえるのかですね、私はやっぱり環境室もこちらへ来て、

役場の職員が段々減っていくということについて、危惧する点もあるわけなんですけども、宮川地域という部分をとらえれば、それが十分いろんなことで宮川地域のさっき言ったようなことに対応するということが、担保できるんかどうかいということをお聞きしておかないと、これは賛成に脅かすわけではないわけなんですけども、賛成にまわれないと、きちっとした町長の返事がないと賛成にまわれない、昨年の自分が発言した経過を踏まえれば、そういうようなことになる。前後を考えればなりますので、それをしっかり町長の考え聞きたい。

特に、大杉地域については、この間の説明でも担当を置くと、支所ですか、支所に担当置いて対応していくというようなことでございますけども、そういうようなことについて、あるいは大杉だけではないんですけども、領内も過疎化しております。栗谷もしております。当然、その口のほうの江馬、それから下真手も、やはり旧大台町以上に過疎化が進むし、高齢化が一段と進んでいくと、そういうような現状の中で、町長のしっかりした答弁をいただかないとですね、住民も納得しないし、住民の代表である私たちも納得できない。このように考えておるんです。

一昨日の直江議員の組織再編の言葉の中でも、答弁の中でですね、今は言えないけども、宮川地域、あるいは大台町含めた構想があるようなことも言っておりましたので、その構想を言ってくれとは言わへんけども、町長は議会で直江議員に対しての答弁をしておるんですから、私は嘘は申しませんという、もう何十年か前に総理大臣が言うたことがあるんですけども、その言葉に異存はないか、異議はないか、嘘はないか、そのこともですね、今期はもうあと1年ほどになるんですけども、また来期出て、そういうような構想をきちっとやるという話なんかどうかですね、そういうようなことをですね、しっかり私は聞いて、今、賛成、反対の何をしたいとこのように思いますので、町長のお話を聞きたい、答弁を聞きたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

はい、ありがとうございます。とりわけ旧宮川の皆さんの思いというのは、山本議員仰せのとおり

ではないかなというふうに思っております、私もそういう思いはもう皆さん以上にはあるかもわかりません。ただ、将来を見たときにはですね、今やっておかねばならないというふうなこともございますんで、その点をご理解をいただきたいなというふうなことと思っているわけなんです。

確かに、私も支所へ行くとですね、それはもう以前の面影は全くないというようなことで、いつもいつもその胸が痛むような思いはいたしております。また、町政懇談会もいくつか回らせていただきました。その中では、そんなに意見は出てきておりませんでしたけども、皆さん、あまねくそういう思いは持たれている。そういう中で、これはしゃあないことやわのうというような、受け止め方もあるのではないかなというふうに思っております。そういうことで、声なき声というふうなことで、私も受け止めているようなことでもございます。

そういう中で、財政調整課を総務課にしたり、統合したりですね、町民福祉課と健康ほけん課というようなことで出させていただいているわけでありまして、その中で生活環境室もですね、こちらのほうにいろんな事業が集中をしていくというふうなことで、それも移していくことのほうがですね、やはり合理性もあるのではないかなというふうなこと思っているところでもございます。

で、思いとは裏腹なですね、結果になっていくやないかというふうなことで、もうお叱りもいただけるようなことでもございまして、その思いも当然持ち合わせながらのことでもございまして、その点もご理解もいただきたいというふうに思いますが、全協でも申し上げましたように、大杉の出張所の中身ですね、いわゆる集落再生への対策を講じていくというふうなことで、まずは大杉管内というふうなことで考えておりますけども、申し上げましたように大杉のみならず、ご指摘ありましたように、旧宮川全体的にですね、そういう状況になってきているというふうなことで、並行して考えていかねばならんだろうというふうに思っております。

そういうことで、1つの端緒としてですね、まずは大杉出張所のほうでそういった取り組みをですね、とりわけ強めていく必要があるだろうということ思っているところでございます。当然、過疎高齢化というのは進んできております。これはオール大台そうなんですけども、過疎高齢化が進んできております。やがてはこちらのほうでもその対応というふうなことが、出てくるというふうなことでもございますんで、十分配意をしてかかっているかなあかなということ、思っているところであります。

で、一昨日、直江さんの質問に答えまして、私は私なりに思っていることがあるということで申し上げました。まだ具体的に申し上げる段階ではございませんが、何らかの対応はですね、やっていかねばなんということを強く思っております。そういうことで、そのことで庁内の中でもですね、しばらくまた検討も進めながらですね、いわゆるどちらも、旧宮川も旧大台も反映していけるような、

そしてまた地域事業も考慮したようなですね、部分を大所高所から考えていかねばならんなということ、考えているところでございます。

具体的には申し上げられませんが、何とかその方向をですね、見出しながらやっていきたいと、その辺、具体的に言わな何も賛成も反対もできんやないかというふうなことになるんかもわかりませんが、そのことに何らかの方途はですね、出していきたいということを思っておりますので、嘘はございません。何か方途は出させていただきます。

そのことがですね、それはあかんやねえかと、また言われるかもわかりませんし、それはわけもええのうということと言われるかもわかりません。それはわかりませんが、そういうような思いは持って対応させていただきたいなということ思っているところであります。

来期もやるのかというようなことでございますが、それはそれとしましてですね、今思っている私の考え方、あるいは思いというものを申し上げさせていただいたようなことでもございます。しっかり対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

-----  
議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

廣田議員。

-----  
14番（廣田 幸照君）

簡素で効率的なという形で、また国の諸施策、県の方向にあわせる形で、こういうふうな組織の改正はやむを得ないと、こういうふうに考えますが、ただやはり住民感情の部分を考えますときに、口だけではですね、なかなか納得させられない部分もございます。

全員協議会のときに申し上げましたけども、総合庁舎がですね、もう本当にごく一部の利用に止まってあって、そして非常に活気がない状態であります。ここに人がたくさん出入りすることだけでも活気が出てくると思います。町長の考え方の中に、あの庁舎をどうするかというのを、検討する委員会を設けるんだというふうなこともありましたですけれども、もっとスピード感をもってやっていただかないと、町民の閉塞感と言いますか、それはますます募ってくるわけであります。

宮川福祉センターをつくる際に、棚上げされた基金のところがございます、そういうものを活用する形でいろいろ2階の議場等々を活用していく、あるいは1階の会議室等々を活用していく方法も、やはり示しておく必要があるのではないか、餅があれば飴もですね形状しておきませんと、宮川は寂れていくばっかやないかと、いみじくも町長が初当選されたときには、支援者の中で、この結果はよしとしても、宮川はこれで4年間は放っておかれるというふうな考えを漏らした方がございますけども、今になってこの大台町の行政をみていくときに、やはりその方の意見はある程度真理をついておった部分があるなと思います。

したがって、空き庁舎の活用というものは、いろいろ案を持っていらっしゃると思いますけども、できればこの設置条例とともにですな、こういうことも考えておるんやと、具体的なことを示していただいて、我々が町民にですね、説明できる材料もいただかないと、なかなかこれはそれはよろしいですわなと言いかねる。いかがでございますか。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

今後のその支所の活用方法なんです。1つ考えておりますのは、図書館をあそこへ向いて、生活改善センターにある図書館を1階に引っ張ってくる。こういうような考え方もあるわけなんですけども、これは一部そういうような話も出てきてはおるんですけども、さきほど申し上げましたように、私の思いを成就しようと思えばですね、その図書館はちょっと具合悪いやないかいなというようなことで、もう少し考えていかねばならないようなことでもございます。

紆余曲折はいろいろ出てくるだろうと思いますし、しばらくの間、旧宮川のほうとしても、ご辛抱いただかなければならない部分もあるうかと思うんですが、何らかの方途をですね、お示しできる機会を早期に持てればなというふうに思っているところでもございます。

そういうことで、今、具体的にあそこをどうする、こうするというようなことで、今の段階で申し上げますと、そのようなことにしていかなばなりませんので、あとにあってあれ弱ったのうというふ

うなどにならないようにですね、十分考えていかねばならないことでもございますんで、スピード感持ってですね、対応させていただきたい、こう思っているところでございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

国から考えますと、合併というのは行政改革の手法としては、一番有効というふうに考えておったわけですね。なぜかと言うと、それは合法的に地方交付税も減らされますし、職員も削減させられる。要は国から地方への支出をですね、大幅に抑制できるということで、強引に平成の大合併を進めてきたと、その結果につきましては、もう全国町村会の検証によってですね、合併したところでは後悔と弊害が渦巻いておるということでございます。

私は、大台町としましても、まずそのことをですね、検証すべきやと思うんですね。それが住民のための町の仕事進めていくうえにおいて、一番やるべきことだというふうに思うんです。行政組織の再編につきましては、効率的な事務遂行のための組織体制の見直しということでありますけれども、弊害と後悔をですね、感じる事態というのは、私は1つにこの総合支所におきましては、合併時は総務室もあり、教育室もあり、税務室もあり、福祉室もあり、住民室も出納室もあったということがですね、もう19年の4月には各室が廃止をされまして、町民室に一本化され、産業室と環境室と建設室しか残らなかったということがですね、大変宮川地域の人にとりましては、その合併というのはこういうことなんかという思いですね。

それは当然そうなるわけなんですけども、合併というのは、やはりバラ色の夢をこう振りまかれておりましたから、旧宮川の皆さん方は、メリットがあるということで、言われていましたから、こんな形になるというふうな思いはあまりは持ってなかったんじゃないかと思うんです。ですので、この3年のうちに急激に支所機能を弱めてきたということについては、私は大変遺憾に思うんです。ここに

ついてまず1点、町長の見解を伺いたいと思います。

で、合併すれば当然、消化されてですね、本庁中心になっていく、本庁のあった宮川地域は消化されて周辺が寂れていく、これも合併をすれば当然そういうことになるというのは、私どもはいろいろな本を読んで理解しておったんですけども、現実にはそういう状態になっておることに対して、やはりどんどん宮川地域は寂れていくということなんですね。それについての手立てというのは、この再編をもってしても、講じられたということにはならんわけなんで、ここはやはり何とかしていくということですね。

それはやはり職員を今よりももう減らさないということしか、私はないと思うんですね。しかし、この再編ではもう環境室が本課に統合されるということで、現に今4人からの室員がいなくなるわけですね。再編でどんどんやっぱりこういうことで職員が宮川地域からいなくなっていくということなんです。即、私は地域の衰退という事態にますます陥っていくということなんですね。それで宮川村で過疎対策事業やってきたのは、滞在人口増やしたい、これが一番の思いからいろんな事業がなされてきたわけなんで、それが大変厳しいということで、交流人口を今度は増やしていこうということですね。

せっかく滞在しておった職員をですね、またその宮川村で働いておった若い人たちが、この合併で減らされてきたと、過疎対策とは一体何なのか、地域振興策で一体何なんだと、こういうことになっていくんですね。人をその就労の場をなくしですね、勤務地をこれもう配置転換みたいなもんなんです。ということで、その昼間のその人口をどんどん減らしてきたと、これへの手立てって、そんなに急にはですね、私は当然とれんというのはわかっていますけども、行政自らが目標としておったね、人口増やしていく、就労の機会を増やしていく、就労の場をつくるという施策とですね、現にやっていることが全く相反しておるわけなんで、就労の場を奪っておいてですね、就労の機会をつくる方策なんて、私はおかしいと思うんですね。ないと思うんです。

ないさけに過疎化が進んできたわけなんで、このことに対しての策には私はこれなっておらん。地域を活性化させていくのが町の仕事ということであればですね、やっぱりとにかく減らさないということ、まずやるべきだと私は思うんです。事務の効率化とか予算編成の統一化ということから言えば、それは全部もうここへ引き上げてきたほうが行政としては機能しやすいですわね。町民のことを思わなければ、そのほうがやりやすいのは当然なんですけども、それではますます拍車をかけるということになるんで、室を課に統合するという点について、私は疑義がありますので、見解を伺いたいと、質問ですんでね、もう邂逅という形をとらざるを得ませんので、見解を伺いたいというふうに思います。

それから、環境室なんですけどもね、宮川地域の環境ということにつきましては、パトロールもあったのがもうなくなったということですね。それで公の施設のことで聞きましたけども、ほたるの里を復元していくと、こういうこともね、私はまだ宮川地域で環境室はやっていかならん仕事あると、いっぱいあると思うんです。それで水道施設の監視装置まで本庁へ移設すると、何で宮川の施設の監視をですね、本庁へ持ってこんならんと、それは環境室を廃止するから当然そうなるということなんで、やっぱり廃止せずに宮川地域の施設の大事な監視機能をですね、水道施設においてもやはり保持していくということが、これはもう気持ち的に住民の皆さんの安全・安心ということへの配慮に、私はなと思うんですね。そういう意味で室としての私は仕事はいっぱいあるというふうに思うんですね。そういうことです。

一般質問で聞きましたように、この室にやはり予算と権限を持たしていくということが、私は大事なことなんですけども、これについては町長は事務の効率化ということから、やむを得んというふうに答弁されたようでありますけども、これについては今度の組織再編においても考えられておられないのか、その点伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

-----

町長（尾上 武義君）

はい、ありがとうございます。

合併当初ですね、その夢をばらまいたという、そういうわけではございません。私はもう合併のときからですね、やはりしても、しなくても厳しいもんなんやというふうなことで、しょっちゅう言わせていただいていた記憶がございます。そういうことで、今もそうなんですけど、この10年間は本当に大事なんやというようなことで、改革を進めていかなばならんということ、酸っぱく言わせていただいております、そのことは変わっておりません。

ただ、その宮川のほうではですね、現実にそういう状況になってきておるということは、もう十分私も認識はいたしておりますし、そのことで閉塞感なり、あるいは寂しさ感なり、いろんなものが充

満をしてきておるといふようなことで、一体これは何なんやっつんと、おっしゃられますように、その過疎対策といふふうな反面からですね、いわゆる人口の維持、あるいは保全、環境の保全も含めていろんな活動が停滞していくやないかといふふうなことでございますが、いわゆる本庁機能といふふうな形の中でですね、あるいはそこら辺を上手くカバーリングしながらですね、やっていかねばならないといふようなことで、業務的にあれができなくなった、これができなくなったという、そういうことではございませんので、十分そこら辺はしっかりとオール大台町の中で考えていかねばならんという、そういうことで受け止めているところでございます。

私もですね、昭和37年の3月に当時の宮川村に就職をさせていただきました。大杉支所に入ったわけなんです、そのときは支所長さんと事務員さんと私と3人でございました。37年と言いますと、合併後ですね3年なんですね。3年で当時の大杉谷村が3名になったと、こういうふうなことでございました。当時そういう合併してどうのこうのといふようなことで、私も若いといふんか、小さいといふんか、そういうふうなときでしたので、そんなに話は聞くことなくですね、そこで生活をさせていただいたといふふうなことでございますが、それはそれなりにですね、1つのオール宮川といふふうなことで地域をつくってきたといふことでもございます。長い目で見ていくといふようなことも、必要ではないかなといふふうに思っているところであります。

この現実にはですね、支所のその機能が著しく低下してきておるやないかと、こういうふうなことでございます。当然、その支所だけ見ればですね、そういうふうなことになるんかもわかりませんし、外側から見ればですね、やはり元気がないのうといふようなことになってきてですね、もう寂しさ感等に輪に輪をかけてですね、そういう状況になってきておるんやないかなといふことも、私自身はしっかり考えているところでもございます。

で、職員を減らすなど、こういうふうなことでもございますが、この部分にはですね、今の対応していかねばならないところではですね、やはり効果を上げていくのには、分散しておるよりも集中させてやって効果を上げていくという、そのことも非常に大事なことでありますし、その部分、通常日常の業務に対しましても、落ち度のないような形ではですね、十分それは対応もさせていただかんならん、さきほど申し上げられました、具体的にはそのパトロールとかですね、あるいはそういったような部分をしっかりと、これ当然業務は業務として今までやってきたもんですから、そういうようなものは何ら落とすことなくですね、対応していかならん。

また、システムもこちらにほうに移さんならんといふふうなことでもございますが、宮川でもそれは見えるような形にはしておかんならんといふようなことであろうといふふうに思いますし、この水道の部分にはですね、担当者が今度いなくなるといふふうなことでございますから、宮川に置いてあつ

てもというふうなことになりますんで、その部分はしっかりとこちらのほうで管理をしながらですね、対応していく必要が、当然出てくるわけでもございますんで、何らそのおろそかにするというようなことではございません。そういうことで、こちらで事業集中というふうな状況になりますんで、当然のこととして対応はしていくこととございます。

昼間の人口が減少してきておるといふようなことで、そこでいわゆる就労先というのか、就労機会が減じられておるやないかと、こういうようなことでもございますが、確かに職員のその座る席はそこにはないかもわかりませんが、しかし、きちんと保証もしながらですね、その大台町ということの中で対応はさせていただいているようなことでもございますんで、そういう直江さんの弁からいくとですね、行政が過疎対策なり、あるいは人口増というふうなことで、あるいは就労機会の確保というふうなことでいくと、やっておることと、言うておることは全然違うやねえかというふうなことでもございますが、それはその反面、そう見えればそういうふうなことになるかもわかりませんが、決してそうではなしにですね、やはりこれからの長い目で見たときに、将来の大台町を見ていったときには、そういうような手段も必要になってくるというふうなことでもございますんで、その点はご理解賜りたいというふうに思っているところでもございます。

また、その環境室のほうのことについて言及をされておりますが、そういうシステムが本庁にいくという中で、職員がいなくなるということで、いろんな宮川そのものの機能というものが減退をしておる、まだまだ宮川の仕事いくらかもあるやないか、当然、そうでございます。仕事は以前と変わらずですね、ほとんど管理部門というふうなことになりますが、改良は済んできましたので、管理というふうなことになっていくわけでありますが、その部分は何ら変わらずにですね、これは手厚くやっていく必要がございます。

そしてまた、いろんなこれからもまたやっていかなければならない事業、具体的なほたるの里ということで申し上げられましたんですが、これもですね、私も災害当初から自分の思いとして持っているところでもございます。今はまだ県の災害復旧事業も進められておるといふ状態でございますんで、そこら辺の景観も少し変わってくる部分もあるんかと思いますが、そういうことも踏まえながらですね、次にそのほたるの里の復活をですね、目指していかならんというふうに思っているところがございます。これはその生活環境課の対応になったりですね、あるいは産業課の対応になったりとか、企画の対応になったりとか、いろいろな部分は出てくるんかと思いますが、そういったようなことを全庁挙げながらやっていく必要があると思っているところでもあります。

そういう中で、一般質問でもございました支所に予算と権限ですね、やはり室に予算権限を与えるべきやないかと、こういうようなことでもございます。そういうことも持ち合わせながら、スタート

をしてきたところでもございますし、ご指摘のありましたように、総務室なり出納室、あるいは教育室なりですね、いろんな室があったわけでもございます。しかし、日が経つに連れてですね、やはりその総合支所方式というようなものにですね、いろんな弊害があるというふうなこともございまして、これは内部的なことでもございましたんですが、やはり業務を遂行するうえではですね、そういう措置を取らざるを得なかったというようなことでもございますんで、今のような状態にさせていただいて、そしてまた環境室もですね、生活環境課に一本化されるというようなことになってですね、それやったら何にもならんやねえか、この条例はそれだけのことやねえかというふうなことになりましたらですね、それはそうかもわかりませんが、それも踏まえつつですね、次への対策、対応というものが、当然これ出てくるんで、私自身としてもですね、これで最終版でこれで終わります、これでいきます、最終的にこれで未来永劫ですね、こういう形で進めていきますよ、これがベストですよというふうなことでは申し上げているわけではございません。

そういうことで、まだ具体的には申し上げられませんが、次なる対策というふうなこともですね、多少時間もかけつつですね、考えていかならんということを考えているところでございます。

そういうことをですね、別にここで次なる対策というようなことの中で申し上げておりますが、この条例を通してしもうて、尾上何にもせんだんやねえかというふうなことになったらですね、それはもう議会を騙すようことになりますんで、その点は私としましても十分留意しながらですね、とりかかっていかんならんと、こう思っているところでございます。

この合併後 10 年、そしてその後も見据えながらですね、考えていかねばならないというふうなことでもございますので、総体的に職員数も集中改革プランに沿いながらですね、ある程度の減員ということは、もうこれやむを得ないということになってこようかと思えます。あちらもいい、こちらもいいというようなことになると、非常に厳しい中で推移をせんならん。職員ばっか多い、今度は職員ばっか多いやねえかというふうなことにもなりかねませんので、そこら辺も考えながら、そしてまた将来の大台町のことも考えながらですね、対応させていただかんならん。

さすれば、どういうふうな方法があるのかというふうなことでもございますして、十分そこら辺をですね、留意しながら考えていかねばらない、大きな課題であるというふうなことでは思っているところでございますんで、その点ご理解賜りたいと思えます。

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

直江議員。

---

6番（直江 修市君）

本案に反対の理由を述べます。

私は、旧宮川村の議会におきまして、終始一貫、地域を衰退させる平成の大合併に反対を貫いてまいりました。町村会の検証にもございますように、本当に合併して良かったという声が上がってきておる地域は、皆無に近い状態でございます。

それもそのはずでありまして、国の歳出削減のために、地方交付税の削減と合併の推進で地方への投資を減らす、この方策でですね、やられてきたことでありますから、出てくる結果は火を見るよりも明らかであります。長期にわたって続けてきた過疎対策事業、生活基盤や環境基盤やいろいろと投資をしまいましたが、それらもこの合併において本当にその活かされることなくですね、どんどん人口が減少してきております。

輪をかけまして就労の場でもありましたし、また他地域からの入り込みもあった宮川村役場が消化されて、もうこの案が通りますと、15人とされていくわけなんですね。60人から役場におった職員の皆さんが15人にされてしまう。本当に宮川地域の衰退がですね、日々私は進められていくように思うんです。

当局としては事務の効率化ということで、本案を提出されましたけども、私は町の仕事というのは何よりも、その滞在者の安全と福祉の保持ということであります。こういう町の仕事からも考えまして、宮川地域においては後悔と弊害を残すこういう再編に対しまして、怒りをもって反対といたしま

す。

-----

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 81 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 82 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 16 議案第 82 号「大台町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

-----

3 番（堀江 洋子君）

分娩時の事故ということで、子どもが脳性麻痺になった場合に保障を行う制度であるということで、説明を受けたわけですが、その分の補正というのがない補正は、今回されておきませんので、既決の予算で十分対応ができるということなのかということ、1 点目にお伺いをいたします。

また、2 点目に、国は 3 分の 2 を交付税措置するというふうに言っているんですけども、財源はどうなのかという点についてもお伺いをいたします。

全協におきましては、3 万 500 円という数字の説明があったわけですが、条例上も私も認識をしているのは 3 万円というふうな認識をしているんですけど、この 500 円というのは一体何なのかということについてもお伺いをいたします。

次にですね、制度の問題点としてお伺いをいたします。

制度の対象となってくるのが、通常出産にもかかわらず、子どもが脳性麻痺になった。そういうケースだけに限られてくるということで、ちょうどその今日の中日新聞にもですね、保障対象となるのは妊娠 33 週以降で、体重 2,000 g 以上で、生れて脳性麻痺で身体障害者 1、2 級となった重症児に限られるという記事が載っておりました。限られてくるわけでありまして、出産が当然通常と見なされないケース、それから妊婦が医療事故の被害を受けたケースというのは、対象になってこないわけでありまして、対象の拡大ということも必要だと思いますので、この点についての見解を伺いたいと思います。

また、基金の運営ということで、民間保険会社に丸投げという形になっているわけですが、これは営利企業に運営されるものではないかという懸念が生じてくると思います。諸外国スウェーデンやデンマーク、ニュージーランド、フランスなどというのはですね、無過失保障制度というのがありまして、国営、あるいはその公共企業体ということであり、営利企業にこのように任せてしまうというのは日本だけということでもあります。民間保険への丸投げというのを止めまして、公的な制度に

きちんとしていくべきではないかと思しますので、この点についてもお伺いをいたします。

また、保障金を支給するかどうか、この決定をするところが日本医療機能評価機構ということで、この機構には元厚生労働省の幹部が天下りをしているということで、透明性や公正性にも疑問の声が上がっているわけですがけれども、制度自体に対して、こういった機構に天下りを厚生労働省の元幹部が行っているということで、透明性や公正性に問題は生じないのかということについて、お伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

住民課長。

-----

住民課長（尾田 秀樹君）

今回の条例改正におきます、その分娩時の件について、お答えをさせていただきます。

まず、補正がないが既成の予算で良いのかということでございますけれども、現在、国民健康保険で年間に約 20 名程度の出産が予定してございます。その中で、現時点においてはその今しの現予算において、3 万円の上乗せというのは確保できるということで補正はしてございません。

次に、交付税措置の 3 分の 2 ということでございますけれども、これは国のほうで責任を持って充てるということで聞いてございます。

次に、3 万円と 3 万 500 円の差ということでございますけれども、当初ですね、その病院とか医療機関とか、産科医とかと、いろいろなところが分娩にあたるわけでございます。その中において、分娩時においてパソコンからのインターネット等を通じてですね、このシステムを導入する場合には、掛金は 1 分娩当たり 3 万円ということで定義をされておりまして、そのペーパー等でその保険を申し込んだ場合には、3 万 500 円になろうというふうに思っております。大半がそのインターネット等を通じて申し込まれるということで、大半においては 3 万円で推移するというふうに思っております。

次に、制度の問題点ということで、普通分娩のみということでございますけれども、要件としては今言われましたように出生体重が 2,000 g、胎児週が 33 週以上と、また身体障害 1、2 級相当の重症児ということで規定をされておりますけれども、この基準を下回る場合でも胎児週数 28 週以上の分に

については、分娩に関して発症した脳性麻痺に該当するか否かという観点から個別審査を行って、28週以上でも、その要件においては保障をされるというふうに聞いております。

この加入について、日本医療の評価機構が契約者ということで、各分娩機関がこの評価機構と契約をして、民間の損害保険会社と保険契約をするというシステムになってございますけれども、日本医療機構と申しますのは、平成7年の7月27日に、その法人格を設立されております。今の堀江議員さんは厚生労働省の天下り団体であるというふうに、ご発言をいただいておりますけれども、出資者として厚生労働省、また日本医師会、薬剤師会等で13団体が出資者として、この機構をつくってございます。

しかし、会員といたしましては、その厚生労働省等が入っておりません。日本医師会なり、病院協会、また医療法人協会、薬剤師会なり等といったところの、各団体7団体と、一般企業11企業、これがA会員ということで、会員さんとして運営されておるというふうに聞いてございます。

この保険につきましては、生れてくるお子様だけが対象であって、妊婦さんは対象外となっております。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございますか。

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

その3万円と3万500円の差額、説明時の500円ということは、インターネットを通じてであれば3万円であるけれども、紙、ペーパーであれば3万500円、その500円の差額は一体誰が負担をするのかという点について、お伺いをいたします。

それから、そのさきほどその制度の問題点として質問をしたのは、通常出産で子どもが脳性麻痺になった場合なんで、制度は国自体が決めてきたことではありますけれども、やはりその出産時において訴訟問題が起きてきたりして大変な状況なんで、もっと私はその対象を拡大をしていくことが必要やないかなという見解を持っているということでありましたので、伺ったわけでありまして。

それから、その基金の運営というのは、その日本医療機能評価機構がまとめてですね、結局その保険料というのは民間の保険会社で資金運用をしていくということで、それがその丸投げというふうに私は思うわけですが、さっきも言ったように、日本ではその公的制度ではないということで、やはり公的な制度を求めていかないといけないと思うんです。

ということで、それとそもそもその日本医療機能評価機構に厚労省の元幹部が天下りをしていて、これはそこで決定をしていくわけでありまして、透明性がほんまに大丈夫なんだろうかという懸念を持っておりますので、再度伺いたいと思いますし、5年後にまた見直すということを聞いているんですけども、5年後に見直すというふうに国からの説明はありますか。

-----

議長（中西 康雄君）

住民課長。

-----

住民課長（尾田 秀樹君）

その保険料の3万円から3万500円になったときに、どこが支払うのかということでございますけれども、3万500円になるという事例はほに少ないと思いますけども、あった場合には、その利用者がお支払いになるんじゃないかというふうに思っております。

それで公的運営とするのかということでございますけれども、この保障制度といいますのが、本年始まったばかりでございますので、来年の1月1日から始まるわけでございますので、まだその一般の外国的な無過失保障制度というものが、まだ日本には定着していないのではないかとこのように思っております。

また、追々そういったことに向けて対策がされていくのではなかろうかというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

透明性と公平性ということでですね、その機構から民間の損保会社ということでございますけれども、一応機構についてはその各分娩機関からのとりまとめというようなことで、ワンステップをおかれていますけれども、制度については、その評価機構がですね、そういった脳性麻痺等の審査等も会員である医師会等をはじめとして行われるということで、問題はあまり生じないのではないかと

うふうに思います。

5年後の見直しについては、まだ私どもはあまりはっきり聞いてはございませんけれども、出産育児一時金については増額されるというような話は新聞では、報道のほうで拝見をさせていただいております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

3万円と言われれば3万円支払わなければいけないし、3万500円と言われれば、500円はその妊婦さん側の、出産した側の負担というふうになるんですか。500円は自己負担ということになるのか、それともその3万500円の方も町が負担するということなんですか。

-----

議長（中西 康雄君）

住民課長。

-----

住民課長（尾田 秀樹君）

町といたしましては、上乗せ分としては3万円のみということでさせていただきます。3万500円もし請求された出産される方が見えましても、町の上乗せ分は3万円でございます。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は11時40分といたします。

（午前 11時 27分）

---

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前 11時 40分）

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

堀江議員。

-----

3 番（堀江 洋子君）

本議案に賛成の立場から討論を行います。

これまで日本には医療事故の被害者を救済する公的な制度がなく、被害者が何の救済も受けられない。長いあいだ裁判を闘わないと保障がされないという状況でありました。医療事故にかかわる訴訟の増加というのは、医療従事者のストレスも増加をさせ、勤務医の退職や医師不足を加速する要因ともなっております。

医療事故の被害者、そして家族、そして日本医師会など、医療関係者はこの間、日本にも無過失保障制度をつくるべきであると政府に要求をしてきました。日本共産党も幅広い医療事故に対応する無過失保障制度の創設が必要であるとも提案もしております。

さきほど質疑しましたように、制度の改善点は持ちつつも産科医療保障制度はこのような声に押されてつくられたものでありますので、賛成といたします。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 82 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 82 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 83 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 17 議案第 83 号「三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 83 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 83 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 84 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 18 議案第 84 号「三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 84 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 84 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 91 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 19 議案第 91 号「大台町保育所設置条例の一部を改正する条例について」質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

何点かありますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目にお伺いをいたします。施設名でございますけれども、この呼称を三瀬谷保育園と定めるについての経緯をお伺いをいたしたいと思えます。また、保護者の方からの意見はどのようなものがあつたのかについても、お伺いをいたします。

2点目に、三瀬谷保育園と決められた時期、このことについてもお伺いをいたします。

3点目に、保育園の歌についてお伺いをいたしたいと思えます。私の子ども2人も北保育所でお世話になりまして、保育園の歌がありました。3番までありまして、北保育園というふうに最後に終わる歌なんですけれども、歌は多分多分つくとは思うんですけれども、もう作詩もして作曲もしてあつたのか、それについてもお伺いをいたしたいと思えます。

それから、4点目に、広報おおだいの9月号にですね、保育園の入所手続きの案内記事がありまして、申し込みの受け付け期間がですね、10月の1日から10月の15日までということで、もう受け付け済みとなっております。このことについてお伺いをするものであります。議会事務提要におきますと、その公の施設の設置条例の制定公布以前の施設申し込みの可否ということで、問題として公の施設を新たに設ける場合、当該施設の設置条例を制定公布する以前に、当該施設の利用申し込みを受け付けることができるかということの決定は、できないということになっております。

そういうことでありますので、条例に反した事務は、私は今回の申し込みしてしまつていふことは、無効であると思えます。入所できないというふうに考えるわけですね。そのように考えますので、条例を公布したあとですね、保護者にきちんとお詫びもし、説明もし、申請のし直しをしてもらうということが、これが大変重要になってくると思ふんです。

同時にですね、在園児の児童についても同様のことが言えるんじゃないでしょうかということですね。私の記憶によればですね、ひよこ組からはとから、ひよこ、はと、あひる、つばめやつたんかな、そのときに1年ごとに、この入所申し込みの書類を書いた覚えがあるんです。次の年はどこの保育所を希望しますかということで、書類を保育所に提出した覚えがあるんですが、在園児についても今回の新しく21年度に入所したいという児童だけでなく、今現在、入所している保育園児についても、申請を同時期にされるのか、もう少しズレるのかわかりませんが、時期がはっきり私はちょっと覚えがないんですけれども、もしもその在園児も申し込みが済んでいけば、このことも無効になつて

くるといふうに私は考えるわけでありまして、さきほど申しましたように、両方とも申請のし直しをしてもらわないといけないと思うんで、見解を求めるものであります。

以上、お伺いをいたします。

-----  
議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----  
福祉課長（鈴木 恒君）

施設名の定める経緯ということでございますけども、前回の一般質問の中で、ある議員さんのほうからいただきましたときに、いろいろ検討した結果、各地域において、各それぞれの地域名の中でということで、町民の皆さん方の部分を考えてときに、混乱を招かないと言いますか、立地部分のところを明確に判断できる名前であるということで、その時点で大方の部分で、大体の決め方をさせていただいておるところでございます。

現在、その名前の部分につきましては、今言いましたように、9月のあとで回答させていただくこととなりますけども、9月号の部分で申し込みを受け付けということの中で、名称をきちっと出しておりませんが、今のところ問い合わせ等部分について、またあったときに予定というふうに担当は答えておると思うんですが、その部分でのご意見というか、ご批判というものは今のところないというふうに思っております。それは保護者のほうからの意見は今のところ聞いておりません。

それから、保育園の歌につきましては、これから検討していくということですので、まだ作詩等部分については決めておりませんが、時期としては早々にしていかなければならないものであろうかというふうに考えております。ただ、今の時点では手を付けておりません。

それから、9月号の募集につきましては、入所案内の関係につきましては、おっしゃるようにこの受け付けはできないということですので、無効という部分については、今回のこれで決定を、議決をいただいた段階で、町民の混乱を招かないようなことで周知徹底をし、新たな部分で対処していきたいというふうに思ってます。

それから、今のおっしゃる在園児につきましても、1年1年の入所ということで対応しております

ので、全員が対象となってまいります。そんなことですので、全保護者の方に混乱を招かないような対応として、新たな形で対処したいと、こう考えております。

それから、名称についての保護者からの意見という部分については、公式には聞いておりません。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

今回、その条例も慌てて出してきたということで、私はその職員の方、課長も含め執行部全員だと思っておりますけれども、本当に基本的な事務処理をしないと、それから法令を遵守しないと、多大な迷惑を住民の方にかけて思うんです。

さきほども質疑をいたしましたけれども、申請のし直しを新たにしてもらわないといけないと思うんです。課長はその保護者の方に混乱を受けないように、対応していくと言われましたけれども、どうということやということで、住民の方はきっと疑問に思われるでしょうし、行政に対しての不信感と言いますか、何をやっておんのやと、当たり前な仕事をしないと、こういったことが起きるということを肝に銘じていただきたいと思います。

新たな対応と言われましたけれども、確実にですね、どういう対応をされるのか、お詫びの文書を出して申請をし直してくださいということを書いて、新しい申請文書を用意して、保護者の方に届けるのか、それとも一軒ずつ対象となるお宅にですね、謝罪に行かれるのか、どのような対応を考えているのか、お伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

対応につきましては、また今後どのようなことがベターなのかということで、検討して行いたいというふうに思っております。

ただ、事の部分につきましては、大変深く反省をしておりますので、今後きちんとした部分で、そういうことについては精進していきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

私、だからどういう対応策を考えて、この議会で、きちんとこういうふうにするという、答えが返ってくるのかなと思ったんです。議会でごめんなさいというだけで、条例を提出して終わりというのじゃないと思うんです。一番肝心なのは住民への対応だと思うんです。それをこっから考えていくということでは、あまりにも無責任。まさかこんな答弁が返ってくるとは思いませんでした。十分手を尽くさなければいけないところを欠けていると思うんです。明確な答弁がいただきたい。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

すみません。対応部分につきましては、今おっしゃられるのはごもっともなお話なんですけど、一応、私の考えておりますのは、今の在園児の部分については、父母のほうへそういう部分の通知と言いますか、そういうことをさせていただきたい。

新たに全申込者に対して、新たに申し込みをしていただくということで、文書をもって理由を説明し、まずは納得していただくという形をとっていきたいというふうには思っております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

堀江議員の質疑に関連して、まず1点伺います。

この広報の記事につきましても、このままでは反した案内をですね、町民にしておるということでありますので、当然、記事の訂正という処置がですね、必要だというふうに思いますけども、まずその点についての見解を伺いたいと思います。

それから、この条例におきまして附則で、この条例は規則で定める日から施行するというふうにあります。この議案が可決されますと、公布ということになるわけで、公布を受けて公の施設の公用、あるいは供用に供する時期にですね施行、または適用ですか、というふうな法の流れがあるんですけども、さきほどからいろいろこの説明されておる口の端々にですね、その4月の1日から公用、あるいは供用開始というふうに申されておりますので、私はこの条例は4月の1日からですね、施行するでいいと思うんですね。なぜこれをですね、規則で定める日から施行するとしたのかということについて、伺います。

自治法の第16条に、この公布から施行等々に対する規定がありまして、解説にはですね、つまり公布の日から施行するというのは、大体条例なんですけれども、また何月何日からするというような書

き方ですね。明文規定なわけなんですけども、この条例につきましては以前にも例はあったというふうに、担当課の方から聞いてますけども、はっきりその一定の予定をしておいて、また当然そのようにされるんだというように思いますので、どこにその不都合があるんか、規則規定するには前述しましたように、公布の日から施行する。あるいは何日から施行するということについて、都合の悪いときはこの規則規定ということができるという解説でありますので、何が不都合なんかという点について伺います。

それから、町の財産は普通財産、行政財産とあるんですけども、行政財産の中に当然こういう庁舎なり、公の施設というのは入ってくるというふうに思うんですけども、さらにその行政財産の中で重要な公の施設、あるいは条例で特に定める、特に重要なものというような仕分けですね、こういうことが大事だというふうに言われております。

特に重要なものにつきましては、議会承認は3分の2以上の賛成でなければ廃止をしたり、長期にわたって貸し付けるというようなことでできないということでもあります。ここに三瀬谷北保育所、三瀬谷南保育所の廃止ということもですね、謳ってあるんですけども、これらの施設につきましては、申しましたように重要な公の施設なのか、特に重要な施設なのか、そういう財産の仕分けですね、されておるんかということについて伺います。

条例みましたが、ありません。この重要な公の施設、あるいは特に重要なものについては、大体町村あたりの財産については、こういう規定というのはどこもしてないんですか。私はやはりこの庁舎におきましてもですね、総合支所におきましても、財産のこういう規定というのは必要だと思いますので、その点について伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

広報誌の部分の関係につきましては、誌面が割いていただくことができれば、1月でそういう分の不適切な部分ということで、記事としてさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、条例のその附則につきましてですが、4月1日からできるということで、ずっと何もかも予定は進めておるんですけども、我々といたしましては、今回このような形でさせていただきましたのは、不測の事態とかそういうこと、何が起こるかわからない部分であってですね、そういうことも考えながら、させていただいたときに4月1日というよりも、できたら、こういう形で規則で定めさせていただきたいという思いでさせていただきました。

議会のほうの議決をいただかんらん部分で、大変その軽視するわけではないんですけども、何が起こるかわからない部分というのは、ただ今のところ3分の1程度の進捗率、進捗率は大変良い進捗でありますけども、まだ3分の2が残っておる状況の中で、ましてや期間的な部分のことを考えましたときに、こういう形でお願いしたいというふうな思いでさせていただきました。

それと財産部分については、ちょっと総務課長のほうからお話をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

失礼します。行政財産の重要な施設は定めているのかという、ご質問でございますけども、定めてございません。また、各市町村のはどうなっておるのかということでございますけども、これについても大変申し訳ないですけども、私ちょっと調査してございませんので、今後調査していきたいと考えております。

庁舎等につきましてはですね、上のほうで庁舎の位置なんかは3分の2の議決が必要だとかいうことは載っておりますが、しかし、この重要な施設というのは、まだあまりそういうふうに明記しておるところはないというふうに感じております。

それと、さきほど福祉課長のほうからお答えさせていただきましたけども、この条例の附則の件でございます。不確定要素ということで、建物でございますので、何があるかということで、今答弁させていただきました。そういうことで、こういう手法もあるということで、今回提出をさせていただきました。

ました。ただ、直江議員さん言われるように、こうなりますと施行の日をですね、町長のほうに全権委任という形になってくるわけでございます。

そういうことで、決して議회를軽視したわけではございませんけど、こういう手法があるという中で、出ささせていただきました。今考えさせていただくわけでございますけども、議案を提出する毎々にですね、また担当者が違うことによってですね、こういう手法が違ってくるというのですか、そういう提出の仕方をしていくということは、適切ではないように考えております。今後はですね、できる限り統一した形で、提出させていただきたいと、このように考えておりますので、どうぞご理解をよろしくお願いいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

総務課長のほうから説明ございましたように、この施行日につきましては、私はやはりこの一部改正条例案の中の重要な部分だと思うんですね。当然、議会としましては、公用、あるいは供用がいつから開始されるのかということについては、大きなポイントだと思うんです。それをですね、規則委任ということはですね、議決権に対するちょっと干渉がましいところが私はあるように思うんですね。

今、担当課長は、何が起こるかわからんと言われましたけども、20年度の予算執行は3月31日までですね。何が起ってもこの日までには事業は済ませてないといかんということなんですね。それから考えますと、もう本来供用開始されるのは、もう4月の1日というように、自ずから私は出てくると思うんです。そのために行政は努力すると、ただ、不可抗力的なものは出てきますけども、それはいわゆる法が許す私はどこやと思うんです。そのことまで違法と私はならんと思う。

供用予定しておったけども、不測の事態が生じたというのは、これはあるわけなんで、ただ、行政の考え方としては4月の1日から供用に向けて、粛々と事務を進めていくというのが筋だと思うんで、条例にもやはり何月何日から適用しますということを、私は明記すべきやと思うんですね。

この規則委任になりますと、この公の施設はそんなことはできんと書いてありますけども、条例によ

りましては遡及適用しようとかというような事態もですね、出てくるんです。それで長々と延ばしていく、施行日をですね。長々延ばしていくと、建物は建っておるのに一向に供用開始がないと、それはこういう条例を議会が認めてしまうと可能になるわけですね。

そやで、私どもはやっぱり明記を求めるんです。してないと今言った議会側にとって不測の事態が生じるわけなんで、そういう趣旨からですね、この不測についてはちょっと納得しがたい。得心しがたいというふうに思います。で、見解を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

副町長。

-----

副町長（余谷 道義君）

筋論からいくとですね、直江議員の言われるところだと思うんですが、今回の事例につきましてはですね、施行日きちっと書いて出すというのが筋かもわからないんですが、こういう事例というのは国等にもあります。いわゆる不確定要素をどういう形で読み取るかという話だと思うんですが、町といたしましてはですね、まだ建物が建ってない天変地異も出てくるということで、再度、公布日をもう一遍、施行日をですね、もう一遍直すために、もう一遍集まっていたいてという部分もできないことはないとは思いますが、ここはですね、ちょっと4月1日に向けて建設も進めておりますので、ご理解をいただいでですね、何とか承認をひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありますか。

小野議員。

-----

5 番（小野 恵司君）

1 点だけ、堀江議員さんからの話もあったように、今回の登録が無効になるということなんですけども、ただ、住民さん自体が思いを持って登録されたものを、また再度、来て登録してもらおうということは、申し訳ないこともあると思うので、仮に、仮保留とかいうことになって、また再度それを登録し直すというようなことはできないのかどうか。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

それはできないようなと、僕は解釈しておりますので、今回の部分についてはあらかじめというか、今まで予定をしていただきました皆さん方には、確實にご返事申し上げて、再度提出をいただくということを考えております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

中谷議員。

-----

13 番（中谷 治之君）

91 号の審議ですね。素朴なちょっと疑問を投げかけたいと思うんですが、現在、この保育所の設置条例の中にですね、保育所、こういうことですね。それからその規則規定とか要領を見ても全部所に

なっております。ところが現状ですね、宮川保育園、今回また園だと、これ園と所の違いというのかな、保護者の方が見たら宮川園で、こっちは保育所やと、その辺の感情もあると思うんですが、園にするひとつの意義というのか、何というのかな、そういったものがあるのか、ちょっと素朴な疑問ですが、ちょっと説明を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

名前の部分につきましては、種別として申し上げたんですが、児童福祉法のほうでは保育所という呼び方というか、種別で法的になっております。

ところが、実際問題としてはどこどこ保育園という部分の中で、呼称されておるといようなこともありまして、園と呼んでも何ら差し支えないんですけども、今、町全体見たときに入園式、卒園式、園長先生と、こういう話の中がかなり板についておりまして、実際保育所、日進保育所においても川添保育所においても、園歌という形で、名前からいくと保育園というようなこともありまして、そういう部分でやはり保育園というのが、実際の実情と言いますか、皆町民の皆さんが地域で呼んでおりますところの部分という認識をしておりましたので、保育園という形でしております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

中谷議員。

-----

13番（中谷 治之君）

園のこの考え方というのはですね、今の課長の説明で少しわかるわけです。そんならなぜこの関係規則や要項は所のままでこうっておる、その整合性といった面については、なんら違和感感じないのかどうか。

それとですね、現在、その4月1日に予定どおりあそこで供用開始すると、じゃ園になって、川添、日進は所やな、その辺の違和感というのは全くないんでしょうか。

それからもう1点追加しますが、今回この定員150人にした。180だったと思うんですね。これなんで30人削ってあるのか、削るんやったら他の既設のあれも検討して僕上げてきたらいいと思うんですが、なぜここだけ30人減にしておるのか。

それからもう1点、その廃止届けというのは、この児童福祉法でいうと、県へ届け出る必要はないんでしょうか。一旦廃止をして統合する。そういった手続き上はですね、問題がないのかどうか、もちろん議会もその手続きが必要ですけど、福祉法からいくとですね、廃止と。

この統合による既設の名称も変わる、施設を新しく移るといったときにですね、福祉法に載っている廃止手続きとこうありますけれども、それらに接触するような状況はないのか、その辺を整理して少し説明を求めたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は午後1時15分といたします。

（午後 0時 15分）

-----

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き質疑を再開をいたします。

（午後 1時 15分）

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

福祉課長（鈴木 恒君）

休憩前の中谷治之議員さんの届出云々という話で、ちょっとご答弁させていただきたいと思います。

保育所の届け出につきましては、1ヶ月程度前に県のほうへ届け出すれば良いというようなことで伺っております。調査の結果そういうことになっております。

それから、所、園の部分につきましては、児童福祉法の中で第7条において、児童福祉施設とはということで、保育所という名称がございます。それをもって35条におきまして、市町村は云々ということで、児童福祉施設を設置することができるということを踏まえて、町の条例におきまして、第2条において保育所の名称、位置及び定員は別表のとおりということで定めておりますので、ここへ園、所という部分については、いささか問題はないというふうに思っております。

それから、定員の180の部分で150というふうなお話の部分につきましては、現在、大体町内全体で70名程度の出生ということでございますので、今までの実績と両北南の実績と、それから今後のシミュレーションという形で150名というのは、おおよその的を得た数であろうというふうに解釈しております。

それから、実はこの2園として、あとの所という部分につきまして、いろいろな思いの部分があるというふうに思いますので、こちらのほうから思いとして、担当課の思いとしてのお話をさせていただくんですが、現に今回、日進保育所、川添保育所という形で残っております。宮川保育園、それから今回も三瀬谷保育園とするのにというようなことがあろうかと思うんですが、これにつきましては、できたら今説明の、前の午前の説明の中でも申し上げましたとおり、園歌、卒園式という中で、園というのがものすごく町内全体的に板についておるといいますか、慣習的になっておりますので、川添、日進につきましては、地域内での、また保護者の方の理解を得られれば、そういうことで統一をしていきたいなという思いがありますので、その点ご理解を賜りたいな。

また、その部分のときには、またこの条例変更の部分をご相談申し上げたいというふうに思っておりますので、そのときには是非ともよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

中谷議員。

---

13番（中谷 治之君）

この所とか園、呼称であるというふうに前段で説明いただいた。現状のままやなくて、できるだけ近い段階でこれ統一していきたいというふうなご答弁を、今いただきました。こういう状況でいければ、呼称が故障してしまうようなことになりかねないのじゃないかなというふうな思いを、ちょっと申し上げたんですが、答弁をいただきましたので、有り難いと思っております。

そこで、1つは、園と所のいわゆるこの補助金とか措置面にですね、何らかの差異といたしますか、不利益等があるのかないのか、全くありませんと、園も所も一緒ですという答弁なら、何ら問題がないんですが、その点1つだけ最後お伺いしたい。

---

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

---

福祉課長（鈴木 恒君）

その点につきましては、何ら問題ないというふうに考えております。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

よろしいですか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 91 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 91 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 85 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 20 議案第 85 号「平成 20 年度大台町一般会計補正予算（第 10 号）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

直江議員。

6 番（直江 修市君）

12 ページ、一般管理費で、13 ページに臨時雇賃金がですね、200 円増額になるという補正計上でありまして、これは最低賃金のアップに伴う措置ということで、適正だというふうに思うんですけども、一方、公務員ですね、この給与改定なんですけども、毎年この 12 月議会にはですね、給与の関係の計上もございましたけども、この補正予算には全然上がってきておりません。

国におきましては、本年の給与勧告のポイントとして月例給、ボーナスともに本年は水準改定なしという勧告であります。おそらく本町におきましては、こういった勧告に基づいてですね、給与の改正がなされなかったものと解しますけども、集中改革プランに 18 年度のラスパイレス指数について出ておりまして、近隣町村と比較しても低い水準にあるということでもあります。直近にあたるこの 19 年度になりますか、ラスパイレス指数について説明を求めたいと思います。

前述しましたように、町としましては非常に低い給与水準であるという認識は当局にあるわけなんですけども、勧告におきましては引き上げの勧告ではありませんけれども、町としてはやはり見直す必要があるんじゃないかと、いわゆる職員の給与をですね、このラスパイレスも低いという状況であります。これ 18 年度には 92.8、全国の町村平均が 93.5、県内の町平均が 95.5 であると、18 年度の数字が出てます。これから見ましても、19 年度の数字についてはまた後ほど説明願いたいと思うんですけども、改正の余地が多いにあると私は考えるんですけども、この点について当局につきましては、どのように考えておるのか、伺いたいというふうに思います。

それから、人事院勧告におきましては、勤務時間につきましても勧告がございました。職員の勤務時間を 1 日 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分に改定ということでもあります。これはこういうふうに改定されるわけですから、町におきましては、今、町は 1 日 8 時間ですか、1 週 5 日で 40 時間ということですか、現行。この勤務時間についても改定に即して改正すべきではないかというふうに思います。

が、条例関係は出されておられません。やはり条例を改正してですね、この勧告に基づく勤務時間にすべきだというふうに思いますので、見解を伺います。

それから次に、14 ページの委託料であります。大台町地域福祉センター管理委託料ということで、計上ございます。説明では受水槽等のこれ修繕にあたるんですか、施設の整備ということであります。大台町福祉センター条例の中で、指定管理者が行う業務ということで、福祉センターの土地建物、附帯設備及び施設備品の維持管理、並びに修繕にかかる業務というふうにございまして、この委託料につきましても、申しましたように修繕部分にあたるように思うんですけども、この業務も指定管理者ができるというふうにあるんですけども、私はこの施設は町管理になりますので、施設の改修改善は、町のこの予算でもって、例えば工事請負とかで対処すべきやないかというふうに思いますので、その点を伺います。

この条例にございます、その修繕に関する業務ということで、これは金額的にですね、どこまでは、いくらまでは委託で、指定管理者があたるのかですね、いくら以上はというような、そういう線引きはあるのかなのか、伺います。

15 ページ、介護保険並びに後期高齢者医療のほうでシステム改修のほうが出ておるんですけども、これは特別会計の説明の中で補助金交付金について確定されておらないので、一旦一般会計から繰り出してするということなんですけれども、そういった予算措置というのは、いつの時点でできるのかですね、もう年度間近いわけなんで、定例会としては今議会だけなんですけれども、どういう予算措置をされるんか、本来やったら年度内に入ってくるべきだというふうに思いますので、その点につきまして質問をいたします。

16 ページに、三瀬谷地区統合保育所建築工事施工監理委託料の増額です。これ当初予算で 656 万 1,000 円でありました。補正額を足しますと 814 万 4,000 円の監理費になるんですけども、設計委託料につきましても、これ 19 年度執行されておりまして、もう決算されております。1,190 万 7,000 円の設計委託料でございました。この施工監理委託料というのは、設計委託料に対して一定のパーセンテージを掛けて出てくるものなのか、工事請負費に対してですね、一定のパーセンテージを掛けて予算に上げてくるのかという点について伺います。

さきほど堀江議員の賛成討論の中にもありましたように、工事請負費につきましても、補正がなされていない、いわゆる既決予算内で増額した部分についても、もうすでに予算措置済みということでありますので、この監理費は増というのについて、ちょっと説明を求めたいというふうに思います。

それから 17 ページに、その環境衛生費の中の委託料で、生活排水云々の減額でございます。これは

予算説明におきまして、中山間地域の県営のですね、中山間地域に乗り換えるということでの減額がありますが、この生活排水路につきましては、大台町地域において合併処理浄化槽を設置していくというについては、流末がどうなっておるかということで調査をしてですね、実施計画を組んでいくというものでありますので、21年度からその事業が始まりますが、中山間は23年からということでありまして、2年間ですね、そういう生活排水路の事業というのは、中山間ではないわけなんで、その間、設置される浄化槽の流末については不安はないのかですね、伺いたいと思います。

それから18ページ、農地費の委託料にさきほど申しました県営中山間地域総合整備事業を進めるにあたって、基本計画並びに実施計画を作成する必要があるということから、その計画作成のために必要な業務をですね、これは土地改良事業団のみどりネットに委託するということでもあります。で、実施計画に至るまでには、当然ここでは基本計画の前の基本計画作成のために必要な業務ということに要する経費ですから、今後、基本計画の作成並びに実施計画の作成についても、こうした経費がですね、生じてくるのではないかというふうに思いますので、伺いたいと思います。

それから20ページ、備品購入費、負補交並びに投資及び出資金ということで、パーキングエリアにおける営業施設設置のための関係経費が上がっております。収支計画につきましても説明がございました。私この点につきまして一般質問をしたんですけども、町長の答弁の中に自動販売機についてはですね、この営業会社として設置して、売上は収入できないというのが現段階の状況やと、そこで中日本の下請けの会社ですか、そこの交渉をやっておるんだということでもありますけれども、例えば自動販売機が会社のほうで設置されとした場合の収益というのは、どの程度見込めますか、収支計画にはございませんけれども、説明を願いたいというふうに思います。

パーキングエリアにおける利用者の利用というのは、トイレと自販機でお茶コーヒー等を買うという行為が大方だと思うんですけども、その自販機をですね、会社のほうで持てないというのは、この会社にとってはかなりな私は痛手ではないかというふうに思うんですね。大きな問題というふうに思うんです。自販機におきましては、これは24時間営業でございますから、人件費も出てきませんので、会社としてはこれはもう何としても設置のできるようにということだと思うんですけども、私は町長の答弁の中で、当初、中日本高速としてはパーキングエリアの施設はトイレだけだったんだと、それを頼み込んでたということですね。営業施設をやってくれということでの経緯から、もともとそのパーキングをこしらえれば、中日本の下請けの会社は自販機はおそらく設置するという計画だったと思うんです。ですから、その計画というのはなかなか手放さんと思うんですけども、会社にとっては必要な販売にあたるんで、それについてどうかと、見通しについて伺います。

それから、収支計画は10年という一応設定ですね。10年やって営業面での検討をして、これは10

年経ってあかんだら撤退できるということになっておるんかですね、伺いたいと思います。

それから、中日本のほうでは、その飲食と物産のために建物を建てたわけですからね。中日本の財産なわけなんです。おそらく会社としましては、その投資に対して償却資産なんかですね、いわゆる税金の控除というのですか、そういうことはできると思うんです。私はその10年の間に投資したお金は、償却資産の処理とですね、それから会社のほうで納める賃貸料ですか、それで相殺されるというような形になっておるのではないかというように思うんです。その点について伺いたいというふうに思います。

ですから、会社がですね、10年経って撤退していても、中日本としてはもう資産償却してあるし、10年間の賃貸料で投資した分はペイできて、赤字計上せんでもいいというような形をですね、とっておるのではないかというふうに思いますので、その点について伺いたいというふうに思います。

宮川地域の下真手にふるさとプラザもみじ館がございます。この指定管理者として業者さんが入っていました。これが18年の9月に指定管理者になられたということなんです。それで2ヶ年半ぐらいですか、3年経てば見直すというのが指定管理者制度の趣旨ですけども、それは当然な措置なんですけども、もうこれ3年経つ前に徹底されるんですね。これ大黒屋さんでしたかいな。撤退されるんです。その利用者のいわゆる指定管理者を募集する広告がもう回覧されてます。

このように、その企業とまでは言えんかわかりませんが、業者さんが指定管理者としてこの営業をやってきたけども、収支上ですね、合わなくなった場合はもうこのようにですね、契約の3年待たずに撤退していけるわけなんです。ところが、こっちのほうは10年これ完全に縛られるわけですよ、3年経っても4年経っても収支計画どおりの営業状態にならんだ場合でもですね、10年間は縛られると思うんです。そういう点でも私は大変リスクを負ってですね、負った会社設立だというふうに思いますので、その点につきましても伺いたいというふうに思います。

一般質問の答弁の中でも、民間業者の参入という形がとれんだと、万やむを得ずその行政指導にならざるを得んだという、町長のご説明でしたですけども、私はその言えばですね、設立までに当局が考えておった期間が、中日本の事情でですね、うーんと短縮させられたということも、私も大きな背景にそういったこともあるのではないかと、ですらか、拙速にですね、これは立ち上げ過ぎるというふうに思いますので、その点につきましても伺いたいというふうに思います。

それから、8市町でしたか、松阪から尾鷲熊野に至るという市町がですね、この南三重の振興のために、こういう営業施設が要るんだというようなことのようにでしたが、それなればなぜ出資はですね、大紀と大台だけなんだと、松阪や明和や熊野や尾鷲からなぜしてもらわないのだ、こういう点が出てくると思うんです。8市町がどうのこうのと言いながら、結局はお金出すのは2町やないですか、

しかも大紀町は以外とこの会社設立にはですね、冷めた思いでおるようであります。早々大きな関心が払われておられないようなんですけれども、大台町がやっていくだろうというような感じなんですけれども、ますますそうなってきましたと、町の責任が問われてくるわけですね。

それから 35 万円で 1 人支配人的な人を配置すると言われてました。その方 10 年経ったらどうなるんですか。ずっと順調に収益上がっていけば継続して、会社経営やっていくかわかりませんが、10 年経ってあかんだら撤退するということなんですから、そのときにその職員さんはどうなんですか。

それとそんな一本釣り職を雇うたら、これ従業員との間にいろいろあったって、人為的に私は何ともできんと思うんですね。そのいい例は現にあるわけなんですから。そこらも私は問題があるというふうに思いますので、その点につきましても説明を求めたいというふうに思います。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

総務課長。

-----

総務課長兼財政調整課長（高西 立八君）

直江議員さんから企業会計についての質疑をいただきましたので、回答させていただきます。

まず、直近のラスパイレスはということでございます。19 年でございますけども、まず町のラスパイレス指数でございますけども、93.5 でございます。県内の平均では 97.6、全国平均については 97.9 でございます。全国 97.9 でございます。県下でも低い水準でどうやということでございますけども、確かにこのラスパイレスを見ても、低い水準ではございますけども、今現在、町のおかれております財政状況等考えますと、特にこの今は合併してこの 3 年間ということで、合併の恩恵をいただいております。

そういう中で、財調も何とか 10 億円程度までなってきたということでございますけども、もう今後は、このまた財調を取り崩して、いろんな事業を進めていかなければならないということ、また今回のような景気の、この急速を減退などで大変財政が厳しくなってくるというようなことも考えますと、十分慎重にこの給料改正につきましてもは考えていかなければならないというふうに考えております。

また、もう1点、勤務時間の件でございます。7時間45分ということで、国のほうはそういうことで7時間45分ということで勧告されまして、私もそうなるのかなというふうに考えておったわけでございますけれども、実は県の人事院勧告でございますけれども、これによりますと7時間46分という数字が出たそうでございます。ということで45分よりも上回っておるということですか、ということで、県のほうの人勤が、県のほうは出ておりません。今後は近隣町村、どんなふうな対応をされるのかなというふうに考えておりますけれども、そのような実態を見ながら、今後、この点についても考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

14ページの大台町地域福祉センター管理委託料のことにつきまして、ご説明を申し上げます。

議員おっしゃるように、条例の中で修繕ということで謳っておりまして、修繕という部分についての線引きといいますが、金額的なものは定めてございません。ただし、協定書の中に甲乙協議の上ということで謳っておりますので、その部分については協議の結果、そういう町が主体になるのか、指定管理者のほう为主体になるのかというのは、そこら辺でなされるというふうに解釈をしております。

それと続けて15ページの介護保険費のうちの繰出金なんですが、これは一方の介護保険給付分につきましては、介護保険の中で示させていただきました給付費の増額に伴う12.5%の町費負担分でございます。事務費の部分については、この第4期におけるシステム改修料の事務費分と、補助金につきましては明確な部分はわかっておりませんので、わかり次第その処理と言いますが、いくらという部分が細かいことがわかっておりませんので、こういうことでさせていただいておると思います。

-----

議長（中西 康雄君）

住民課長。

---

住民課長（尾田 秀樹君）

後期高齢者のほうの繰出金でございます。21の基盤安定につきましては、県4分の3の32万4,000円、町が10万8,000円の43万2,000円となっております。

その下の一般事務費におきます278万6,000円でございますけれども、平成21年度から現在8.5割軽減の部分が9割、7割軽減となります。それにおけるシステム改修ということで、今、各市町で必要経費のとりまとめを連合のほうで行っておりますけれども、連合のほうの総合事業費というのはまだわかっておりません。

国のほうからの各県ですか、県単位の人口比率によって大まかな数字で割り当てがまいてございますけれども、それを三重県において各市町への割り振りはまだ決まっておきませんので、一般会計からの繰り出しということにさせていただいておりますけれども、この2月の12日に広域連合の定例会がございます。そこで新年度予算なり、20年度補正ということで、この時点において各市町への割り振りが決定されるものと思っております。その後で、町のほうの対応ということでございますので、対応といたしましては、3月議会で組み替え補正ということでさせていただきたいというふうに思っております。

---

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

---

福祉課長（鈴木 恒君）

16ページの三瀬谷地区統合保育所の建築工事に伴います施工監理委託料というようなことではありますが、これにつきましては設計工事金額をもって行うということで、落札価格ではありませんので、ご了解いただきたいというふうに思いますし、この工事請負の関係につきましては、現の予算の中で

残額にありますので、あえてここでは入札差金の部分で工事、当初予算の中でできるというようなことでしておりますので、ここには上がっておりません。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

生活環境課長。

-----

生活環境課長（野呂 泰道君）

17ページの生活排水路整備工事実施設計業務委託料2,869万9,000円の減額についてでございます。21年4月から大台地域の合併浄化槽設置に対して流末整備の実施設計として考えております。23年度からは中山間地域総合整備事業で事業が採択されましたら、実施をしていきたいと考えております。21年、22年については、21年度の設置について今年度要望取りました。住民アンケートを実施した結果、約80基の要望でございましたので、今回の減額させていただきました残りの327万円に対応させていただきたいと考えております。

また、22年度においても同じように住民アンケートを取りながら、今年度と同様に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

まず18ページの5款の農地、6目の農地費の中の13委託料、中山間地域総合整備事業推進事業業務委託の48万2,000円の件でございますが、これ今年度補正でさせていただきたいと思っております。こ

れはいろんな計画をもっていく前に、補助の対象にならない部分で上げさせていただいてます。なぜかと言いますと、この中山間地のいわゆる仕組みの中ではですね、この前申し上げたとおり、林野率であったり、傾斜率というのがございまして、そこがどこまで当てはまるかというところを、まず探る必要がございます。そのために地域へ赴いて、いわゆるご要望の箇所を聞いたりですね、それと傾斜地等を測ったりと、いろんなそういうふうなところで、基本的にはみどりネットがこちらへ来ていただくための旅費相当分とですね、全体計画をつくるための作成経費というところがございます。

これをもとに21年、22年と基本設計をつくりですね、23年度に測量設計、できれば23年から実施できるものがあればしたいという思いもございますが、なるべく早い形でやっていきたいと思っております。

それから、今回の事業は一応、この前申し上げたように県営事業という形でさせていただきたいと思っております。いわゆる団体営じゃなく経営事業という形を考えておりますので、そうなった場合には基本設計、測量設計は町の負担はございません。県のほうと国のほうでやっていただきます。しかしながら、細かいところの一部負担というのが出てくると思いますので、こちら辺はまた新年度予算のときにご議論いただきたいと思っております。

続きまして、20ページの商工費のうちの2目の観光費に入ってますPAの件でございますが、町長もお答えさせていただきましたが、まずは自販機につきまして、私どもも担当者といまして、是非ほしい物件でございます。今のところ中日本高速は4台から5台程度置く予定です。それで中日本からの自販機の1台当たりの売上というのを教えていただいてません。しかしながら、ここより交通量の多い大和インターというところの、大和PAというパーキングエリアの方から、口頭で聞いたところの内容によりますと、大体私とこの1.5倍を走ってますが、1台当たり400万円ぐらいの売上がございます。あとはいくらで仕入れるかというところがございますが、普通直に入れると粗利3割5歩ぐらいとなると、その方いわくパート賃金1人分ぐらいは浮くよという話でございますので、こちら辺もございましたし、そのことも町長に申し上げてありますので、是非いただきたいというところで、全部はもらえなくても町長には1つでももうてこいと命令いただいておりますので、ご努力はさせていただきたいと思っております。

そういうことで、自販機は入れることによって収益が改善されると思っておりますし、是非というようなことでございます。

それから、大紀と大台の2町で基本的な部分の出資という形になりまして、8市町の動向という部分でございますが、当初はこの前申し上げたとおり、応分の負担でですね、やっていこうやという話もございましたが、地形的な形で北に偏り過ぎると、直接利益を多く受けるのは大台大紀であろう

というところですね、途中からですね、ちょっと腰が引けたところが実はございました。

というところで、出資の話もさせていただきましたが、非常に難しい部分もございます。これはこの前申し上げましたが、今後、南の地域もですね、この高速道路が延びることによって、いろんな活性化を考えていきたいと思います。今回のように中日本高速がこのような形で建てるというところではございませんが、道の駅というものを考えたというのは違いありませんので、そのような考え方がどうもあるようなところでございまして、出資は無理というふうになるところを、ご判断いただいております。

しかしながら、観光情報の提供という部分ではですね、この場所におきましてしっかり南三重、大台、大紀を除く6市町にやっていただくということは、もうこれ前から進めていただいておりますので、何らかの形の負担金をいただこうと、観光情報の提供という部分ではですね、負担金を是非いただこうというところで、こちら辺は実はこれからこの議会のあと南地域の会議もございまして、そこら辺でしっかり訴えさせていただきますので、させてもらうというところでございます。

そのために、私どももブースの一部を空けさせていただいて、観光情報、並びに物産のPRもできるようにさせていただけるように、準備はしております。

それから、中日本高速がですね、これは私が試算したわけではございませんが、実はこの前申し上げた破格の値段で借りています。ですもんで、投資回収というのは難しいと言われております。これが10年で投資回収できるかと言うたら、難しいと言われてました。この金額では。

というところで、こちら辺は、この前申し上げた公益性を認めてもらったというふうな判断しか私は言えませんが、今回の普通で考えるのであれば、10年間で投資した分を回収するのであれば、それ相応の地代家賃というのを普通計算されて、10年間で回収するというのが基本らしいんですが、今回はそういうふうなところではございません。大台町、大紀町が払える部分というふうな考え方、1億円程度売れるという予想の中で、最低限いただくというところでございまして、ここの詳しい説明は私ではできませんが、そういうところで中日本としては、回収としては難しいというところでございます。

10年間の長い契約というところでございます。実は私どももですね、特に10年間を望んだわけではございませんが、できれば10年間ぐらいさせていただいて、実績も上げたいという逆に思いはございました。1年、2年で駄目やで退けというのでは逆に困りますので、投資もさせていただきますので、逆に10年間のうち実績出してですね、今後もこの施設を運営できるというところで頑張りたいと思っております。

それと、私どもがお邪魔させていただいた和歌山県でもですね、もう昭和50年代からこういうこと

をやってまして、ご先輩方もたくさん見えますので、そういう方々のご指導を仰ぐとともにですね、この前申し上げました収益性が悪くなるというようなこと、いわゆる特に交通量がこれから非常に読みにくい部分がございますので、ここら辺はまた中日本としっかり地代家賃等も交渉させていただきながら、長くですね、運営できる体制づくりをさせていただきたいと思います。職員につきましては、この議会終わりましたら、パート、責任者とも公募をさせていただきます。短い時間でございますが、公募により大台町と大紀町の中で公募をさせていただきます。

それと別件で、もみじ館の件がございましたが、もみじ館はですね、21年3月31日までは責任を持って、今の指定管理者が行います。しかしながら、できたら代わってほしいんやというお声がありましたので、いきなりそのときになって止めたと言われたら困りますんで、ちょっと事前に打ち合わせさせていただいたら、おるようであったら一遍公募していただいたら有り難いなというところで、今、その公募の準備をさせていただいて回覧させていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

直江議員。

-----

6番（直江 修市君）

委託料について何うんですけども、福祉センターのほうでいくらまでですね、その施設の修繕等を受けてやっていくんかというところの線引きがないということなんですけども、私はそれは一緒やと思うんですね。都度都度協議して決めていくという形をとるんだという説明なんですけども、と言いますのは、町の普通建設事業に対する投資というものがですね、どんどんこれ厳しいなってきますわね。

そんな中で、たとえそれが普通建設事業にあたってくる、いわゆる工事請負費であったり、修繕費であったりということになれば、極力その普通会計においてですね、会計処理して数字的にある程度投資しておるんやということを示していくことについては、私は大事じゃないかとちょっと思います

ので、それはひとつ検討していく必要があるのではないかと考えますので、伺いたいと思います。

で、修繕費等はいくらまでというのは、あくまでもその都度都度協議会と協議して決めていって、社協のほうで委託で受けたいということになれば、委託費で上げていくという形をとっていくんか、伺いたいと思います。

それから、パーキングエリアの問題ですけども、本当に大事なところですね、しっかりと私は煮詰められていないというふうに、改めて説明を受けて思いました。自販機の売上も相当な額になるわけで、こういったものが管理会社で設置できんということは、商売としては致命的だと思うんですね。

こういうパーキングエリアというところへの物品販売所においては、それも全然1台ぐらいはというふうな心もとないような、しかもそれも不確定要素が多いというようなことで、会社を設立していくということは、まさに暴虎馮河だというふうに思うんですね。そういうふうに思いました。

職員のことについて伺ったのは、公募するのは当然のことなんで、採用した。一応10年という期限を切って運営にあたるわけなんで、その後の見通しはまさに想定外なわけなんで、撤退せざるを得んという事態もくる可能性もある。そんなときにその職員はどうなるんかということをおは問うたんで、そのことについての答弁を受けたいというふうに思います。

中日本としては、建物建てたことの資金回収はできんという説明だったということなんですけども、どの程度まではその回収するという中日本のですね、見込みなんか。そこまで説明しなかったんかですね、ただかなり親切心で賃貸料も安くしてくれたというようなことなんですけども、中日本においても民営化されてですね、そんなにその甘い経営スタイルは私にとっておらんと思うんですね。

昨日もNHKのクローズアップ現代で日本の経済について、元日銀の副総裁なんかがしゃべっていましたが、非常にこの先も不透明と、ますます厳しくなっていくというような予想もされておった。そんな時期にですね、こういう住民のための施策でないことに手を付けていくということは、私は歳出削減を旨とする改革プランをもってやっていこうという町の姿勢としては、全く理解のできないことなんで、改めてそこらを伺いたいと思います。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

福祉センターの委託料のことにつきましては、現在、運営に関する協定をですね、指定管理者と結んでおりまして、その中において今後検討していきたい。また各関係課とも検討のうえ金額なり、そういう部分についてはしていきたいというふうに思っております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

再度ご質問いただいた件でございますが、この前の全協のほうでご説明させていただいたその収支の中ではですね、この自販機は入れてございません。その中で、あの状態でまず出発しても、今のところこの地代家賃であれば、まあ船出はできるだろうというところで決断させていただいたところでございます。その点につきましても、準備委員会等でご審議いただいて決定したことでございます。

というところで、これはプラスアルファ、その後も自動販売機等について、再度交渉させていただくということで、中日本ともお約束させていただきませんが、話に乗っていただけるところで、その中の決定ではございませんが、不確定要素は非常に多いんですが、話に乗っていただくようでございます。

私、申し上げませんでしたでしたが、この部分は24時間営業の部分でございます。当初は私どもが経営していく店舗の中にも自販機置いたらあかんというところもございました。ここら辺も妥協をいただいて施設内に自販機OKになりました。だからといって、これが400万円売り上げるとは思いませんが、そういうふうなこともできるようになっております。だからどんどん譲歩はされておるというところでございますので、今後もこの点につきましては積極的にさせていただきますし、この前ご説明させていただいた仮営業期間にですね、いろんな問題点をもう一度しっかり見直すという期間でもございますので、十分中日本高速と議論させていただきたいと思っております。

それから、中日本がどの程度その回収を見込んでいるかということにつきましては、私は存じあげ

ておりません。この点につきましては、18億円ぐらい投資したとかいう話は私も聞いてます。それはパーキング全体の話だと思えます。そんなことを考えると、そんな420万円ほどでは絶対無理ですし、建物全体でどれぐらいかという細かい数字もいただいてませんので、全体で18億円かかったという話しか聞いておりません。

それから考えると全く420万円では無理な話なんです、それなのになぜという話ですが、この前申し上げたとおり、南三重地域ですね、地域の活性化のためにここをしたいというところ、まあ飲んでいただいたしか私は説明のしようがないところでございます。ということで、ご理解いただきたいと思っております。

それから、10年間経って止めた場合の職員という話でございますが、責任者という形で雇う限りですね、長年雇用させていただきたいと思っております。会社がなくなればですね、今のどこの会社でも一緒で、正規社員もリストラされるということでございますので、私が確約することははっきり言ってできませんが、いろんなほかの施設、第三セクター等も町として持ってますので、そういうふうなところも加味しながら、永年雇用というものはやっぱり確保していくというところは考えていきたいと思っております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

-----

10番（大西 慶治君）

1点だけ、今のPAの件でお伺いをいたします。

PAは上下線2つ同時にということで、営業時間が先に聞いた7時から7時までというふうにお聞きをいたしました。この計画書をいただいたものの中では、責任者が1人、パートが4人ということになっておりますけれども、この方々につきましては、労働基準法の中での労働だと思えます。その中では、使用者は労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて、これは小売りの場合は44時間を超えて労働させてはならないと、そしてまた使用者は1週間の隔日において労働者に休憩時間を除き、1日について8時間を超えて労働をさせてはならないというふうな労働基準法がございま

す。また、使用者は労働者に対して労働条件通知書というものも発行しなければならないということになっておりますけれども、このパートの4人の中で、こういうその労働条件が守られるのかどうかについてお伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

産業課長。

-----

産業課長（寺添 幸男君）

大西議員のご質問にお答えします。

当然、労働基準法の範囲の中でお仕事をしていただくというのは、これ当然でございます。パート4人、最終的に5人、全体で6人ということを考えております。しかしながら、これは平均的な数字でございます。これから交通量を見ながらですね、朝を少なくして日中を多くして、平均4人になるか5人になるかというところは、まだまだ悩ましいところでございますが、そういうふうなところでございます。

ですから、基本的には、基本線としては、今考えておるのは7時から7時、この時間につきましてもまだまだ変更がございます。交通量が多くって、もし朝の通勤時間帯に交通量が少ない場合は取り止めます。こちら辺はこちらの裁量に任されてますんで、それを行う中で利益を上げる形をとります。

と言いながら、やっぱり10時間から11時間は最低やらさせていただかなければいけないと思っております。その中でですね、いわゆるシフトを組むということでございます。単純に12時間であれば6時間、6時間で2つの施設であればですね、それだけでその人数が要るということで、パートさんの場合は時間につきましては、個々にいろいろ申告いただいて、それをお聞きさせていただいて、そのポジションに付けるという形になりますので、この前申し上げたように、多くのパートの方々を登録させていただいて、上手く組み合わせて、当然その中で労働時間を守ってさせていただくと、一番問題なのは責任者でございますが、責任者につきましても当然労働時間守らせます。パートさんの中で、今後はリーダー的なものをつくりながらですね、育てていくということも考えながら、今後やっていきたいと思っております。以上です。

-----

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

1点だけお願いします。

22ページです。教育費で小学校費でお伺いをいたします。

学校給食費ということで、やっとの思いですね、これを旧大台町の議会のときから、小学校にも米飯給食をということで、求めてきたわけですが、やっとその食器と炊飯器と食缶ということで購入をしていただいて、米飯給食が実施できるわけですが、今、週5回の給食のうち2回が自宅からお弁当箱にご飯を炊いて持ってきているわけですが、この4月1日から実施をされるということですが、米飯の回数ですね、全部米飯とされるのか、それともパンの日があるのかについて、お伺いをいたしたいと思います。

今回の一般質問においても、上岡議員が地産地消ということで質問もされておりました。やはりお米の回数、ご飯の回数を増やしていただくことは当然になってくると思うんです。総務の委員会でこの未実施のところの小学校、それから実施をしている宮川地域の学校も視察をさせてもらって、その中でも栄養教諭の方が献立を立てるうえでも、ご飯のほうがレパトリーも増やせるしというお話もされておりましたので、回数はどのようにするのか、お伺いをします。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

4月から予定しております、米飯給食の回数ということなんですけども、現在、栄養教諭含めていろいろ3校で調整中ではございますけども、全体的な考え方としましては、5日間のうち4日間は米飯給食、1日はパン給食で、現在のところは予定しておりますけども、今後どうなるかちょっと今のところはわかりません。

-----

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

調整中ということで、5日間のうち4日間は学校でご飯を炊いてもらって、温かいものを子どもたちが食べることができるということで、1回はパンということなんですけども、私は宮川地域並みに、宮川小学校も宮川中学校もほとんどがご飯で、たまにそのグーチョキパン屋さんでしたっけ、お願いをしてパンをはめ込んでいるのが、本当に少ない回数だったと思うんです。私はせっかく今回予算を付けて実施していく方向というのであれば、宮川地域のようにやっていくべきだと思うんです。

なぜ、そんなことになるのか、なんでパンが週1回入ってくるのか、何のために予算計上していただいたのか、意味がなくなってくると思うんですよね。どうも何のための予算を計上されてきたのか、必要性はやはりご飯を子どもたちに食べさせていただくことだと思うんです。検討中ということでもあるわけなんですけども、なぜ5日間とも米飯じゃないのかということが、予算を計上してきたうえでも大変疑問に思いますので、再度お伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

-----

教育課長（上野 拓治君）

確かに、現在給食につきましては旧大台地域の3小学校が統一してやるということの基本の中で、栄養士、栄養補助員の話の中で、子どもたちがパンも希望する子どもも見えるということで、できれば栄養士のほうの考え方として、1回ぐらいはパン給食をとということを、現在のところ聞いておるんですけども、まだまだ検討中で、そこはまだはっきりしておりません。

-----

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

-----

3番（堀江 洋子君）

そのパンを希望する子どももいるというのは、それは希望する子どももいると思うんです。それは宮川地域にあてはめてみても、宮川地域の子どもたちもパンのほうが好きという子もおるかわかりません。でも、何で今回この予算を上げてきたんかというところに、眼目を置いてほしいんです。何のために総務の委員会がそれぞれの学校へ出向いて、子どもたちの様子を見て、やっぱり必要やないかということで町長に提言もして、教育委員会も認めて、それで町長も予算計上をするのを、やるべしと、今回予算計上してきたわけですから、町長の思いもぐらついてくるんじゃないのかなと、町長は5日間いくぜと思うておったかなと、私は思ったんです。5日間やろな。

ということは、私と町長の思いは5日間、教育委員会は週1回のパン、これはどうもおかしいと思うんです。検討中ということでありましてけれども、私の思いは5日間、町長の思いも5日間と改めて再度答弁を求めます。

-----

議長（中西 康雄君）

教育課長。

---

教育課長（上野 拓治君）

現在のその学校給食につきましては、今まではですね、文科省の指導では米飯が3日、パンが2日、それで最近になって米飯が4日、パンが1日、1回が望ましいという文科省のあれがもう出ておりますので、その中で一応検討しておるわけなんですけども、結論はまだ出ておりません。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにございませんか。

よろしいですか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

---

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は2時35分といたします。

（午後 2時 23分）

---

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

（午後 2時 35分）

---

議長（中西 康雄君）

これから議案第 85 号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

---

6 番（直江 修市君）

本案に賛成の理由を述べます。

理由の 1 つは、組織の再編に伴う関係経費の計上がされているからであります。趣旨につきましては何回もしゃべってまいりました。繰出金におきましても、組織再編の関係経費であります。次にパーキングエリアでの営業会社設立のための関係経費の計上がなされているからであります。以上の理由をもって、本案に反対をいたします。

---

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

次に、原案に反対の発言を許可します。

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

反対理由を述べます。

直江議員が討論をされたように、私も組織再編に伴う封筒代の経費とかも計上をされておりましたし、奥伊勢パーキング営業施設経営会社の設立の経費ということで、この点についても反対をいたします。このパーキングエリアにつきましては、大紀町の党の議員も反対を議会で表明をいたしているということも申し添えたいと思います。この点が反対理由です。

評価したい点というのもあります。というのも、そのさきほど質疑をしました大台地域への米飯給食実施のための予算計上をされているということは、回数は5回ということ希望も含めまして、評価をするところでございますし、また、今議会で保育所の請負契約の議案に賛成をいたしまして、関連予算としてこの一般会計の予算で三瀬谷地区統合保育所建設工事の施工監理料ということで、予算計上をされております。このことについては請負契約の議案と連動してきますので、この点は評価をするところでございますが、さきほどの反対理由の予算が計上されておりますので、反対をいたします。

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 85 号は、原案のとおり可決されました。

-----

議案第 86 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 21 議案第 86 号「平成 20 年度大台町国民健康  
保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 86 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 87 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 22 議案第 87 号「平成 20 年度大台町簡易水道

事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

---

6番（直江 修市君）

6ページに簡易水道維持費、工事請負費、簡易水道遠方監視装置移設工事費が計上されております。これは説明のありましたように、組織の再編に伴う総合支所から、本課への移設という内容でございますので、反対をいたします。

---

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第87号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

-----  
議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

-----

### 議案第 88 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 23 議案第 88 号「平成 20 年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」  
の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀江議員。

-----

3 番（堀江 洋子君）

提案説明におかれましては、介護認定審査費ということでお伺いをするわけですが、提案説明のときにですね、介護認定審査費では、松阪市へ委託をしている要介護認定審査判定によるシステム改修費と、それから認定審査の医師の意見書料増額というふうに、提案説明をされましたのでお伺いをいたします。

要介護認定方法につきましては、厚生労働省はその煩雑さを改善するなどとしまして、現在 82 ある調査項目を 74 項目に減らすこととか、2 次判定で 1 次判定を変更する場合の参考指標というのが、4

項目あったと思うんですが、これを1項目に絞るということを提案されておりまして、現在の方法と、それから新たな方法の両方で判定結果がどのように出るかということ、全市区町村の3万817人を対象に厚生労働省がモデル調査をされたということです。

そこで、その結果がどうだったかという点について、その11月の25日にその厚労省関係の要介護認定調査会というのがありまして、従来と比べると、そのコンピューターが出した判定結果というのが、それを変更しづらくなったという点と、それと審査会の役割というのが大変重要だったと思うんですけども、その役割が減った印象があるというふうに、現場の声が出されたということで、委員が指摘をされたようです。厚生労働省側も同様の意見が多数寄せられているということを認められている状況です。

というふうになってきますと、どのようにサービスを受けていくことができるかというふうになってくると、その聞き取りの調査の情報を基にしたコンピューターの1次判定と、その市区町村の介護認定調査会による、その2次判定で決定をされてくるわけですけども、今までの現行でやってきたのと、新しいやり方でやっていくのと、こういうふうに差ができてくるとですね、介護認定にかかるとは、その生活の実態とまるっきりかけ離れてくる場合が生じる、そういう心配はないんでしょうか。その点、お伺いをいたします。

-----

議長（中西 康雄君）

福祉課長。

-----

福祉課長（鈴木 恒君）

この改正によります部分については、松阪市に委託した認定審査室のほうで、大台、多気、それから明和町とともに松阪市内含めて、何件かの抜き取りを行っております。まだ結果はきちんとした対比が出ていないというようなことございますので、私もどういうふうになる、こういうふうになるというふうな分析は全く行っておりませんので、大変申し訳ないんですが、判定についてはそんなことですので、ちょっと私のほうから今の状況では、どういう影響が出るという部分については、お示しをできない状態にありますので、ご了承賜りたいというふうに思います。以上です。

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 88 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 89 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 24 議案第 89 号「平成 20 年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 89 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 89 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 25 議案第 90 号「平成 20 年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 90 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、議案第 90 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 請願第 5 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 26 請願第 5 号「『保育制度改革の』の見直しを求める意見書の提出を求める請願」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第 5 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

請願第 5 号を、採択することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

-----

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、請願第 5 号は、採択することに限定されました。

-----

発議第 10 号の質疑～採決

-----

議長（中西 康雄君）

日程第 27 発議第 10 号「地域医療と介護の充実を求める意見書（案）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 10 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 10 号は、原案のとおり可決されました。

---

発議第 11 号の質疑～採決

---

議長（中西 康雄君）

日程第 28 発議第 11 号「人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書（案）について」の質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 11 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 11 は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 11 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午後 2時 48分）（休憩中に追加議案書の配布）

---

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時 49分）

---

日程の追加について

---

議長（中西 康雄君）

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、濱井初男議員から発議第 12 号が提出されました。  
お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 12 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

-----

発議第 12 号の上程～採決

-----

議長（中西 康雄君）

追加日程第 1 発議第 12 号「大台町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

-----

議長（中西 康雄君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

濱井初男議員。

-----

11 番（濱井 初男君）

それでは、大台町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

さきほど可決されました、議案第 81 号 大台町課設置条例の一部を改正する条例によりまして、課の廃止及び課名の変更が生じたことから、本本条の一部を改正するものでございます。

議員各位の皆様のご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

-----

議長（中西 康雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

直江議員。

---

6番（直江 修市君）

本案は、議会の組織に関する改正案でありますけれども、提出理由にもございましたように、組織の再編に伴う大台町課設置条例の一部改正条例が可決を受けての提出でございます。私は課の設置条例、並びに関係予算案が計上された補正予算に反対をしましてまいりましたので、この委員会の一部条例につきましても、関連する改正案でありますので、反対をいたします。

---

議長（中西 康雄君）

次に、原案に賛成の発言を許可します。

ありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

これで討論を終わります。

これから発議第 12 号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 12 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（多数挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手多数です。

したがって、発議第 12 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（中西 康雄君）

暫時休憩します。

（午後 2 時 53 分）（休憩中に追加議案書の配布）

---

議長（中西 康雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2 時 54 分）

-----

日程の追加について

-----

議長（中西 康雄君）

ただいまお手元に配布しました議案書のとおり、堀江洋子議員から発議第 13 号が提出されました。  
お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）

-----

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 13 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定しました。

-----

発議第 13 号の上程～採決

-----

議長（中西 康雄君）

追加日程第 1 発議第 13 号「保育制度改革の見直しを求める意見書（案）について」を議題とします。

本案について、事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中田 久壽陽君）朗読

---

議長（中西 康雄君）

発議第 13 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第 13 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり）

---

議長（中西 康雄君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 13 号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

発議第 13 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（全員挙手）

---

議長（中西 康雄君）

挙手全員です。

したがって、発議第 13 号は、原案のとおり可決されました。

---

閉会の宣言

---

議長（中西 康雄君）

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 20 年第 4 回大台町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさんでございました。（午後 2 時 59 分）